

第13日目(3月13日)

議長(阿部久夫君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、岡村雅夫君から家事都合のため午後4時ごろ早退、副市長から公務のため午前中欠席、病院事業管理者から公務のため欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

議長 ここで市長及び総務部長から発言を求められておりますので順次これを許します。

市長 おはようございます。大変申し訳ございませんが、私が一般質問の中で22番の中沢俊一議員それから21番の笠原喜一郎議員の答弁の中に申しあげましたことで、一部誤りがございましたので訂正をさせていただきます。それは例の大原運動公園のところの警戒区域の、区域の見直しをやったと。これは見直しをやったのですけれども、その際、昨年の豪雨災害を受けて見直しをやったということを行いました、それは間違いでありまして23年5月1日施行になりました土砂災害防止法の改正によりまして、それまではおおむねが土石流、いわゆる土砂災害、ゲリラ豪雨ということが主でありましたけれども、その後この河道閉塞、火山噴火に起因する土石流地すべりという部分が加わりました。あそこが確か昔火山地帯であったということでしょうか、そういう部分も確か加味されたと思えますけれども、それによって見直しをして、その区域の幅が広がったということでありましたので、これはお詫びして訂正をさせていただきたいと思っておりますがよろしくお願いいたします。

総務部長 おはようございます。今日、議席の方に丸正を三つばかり差し上げてございます。1点につきましては第20号議案で放棄分としての適切でない文言が入っていましたので訂正をさせていただきます。

それから24号、36号、24号は行政財産の目的外使用条例の一部改正、それから36号は職業訓練共同施設条例の制定でございますが、いずれも別表の方で誤りゅうがございますので、本日丸正を提出しておりますのでよろしく願いをいたします。今後十分注意いたしますのでご容赦を賜りたいと思えます。以上でございます。

議長 日程第1、第19号議案 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第19号議案についてご説明を申し上げます。5ページの方に新旧対照表がついておりますのでご覧をいただきたいと思います。今回の改正につきましては国が、入国それから残留する外国人が年々増加しているというふうなことを受けまして、

外国人住民に対する利便性を向上しようということで制度改正をするものでございます。具体的には現行の外国人登録制度を廃止して外国人住民についても住民基本台帳法の適用の対象にしようということでございまして、住民基本台帳法等の一部改正を行ったことに伴い、私どもの南魚沼市印鑑条例、そして南魚沼市斎場条例の一部を改正するものでございます。

5ページの第1条でございますが、第1条関係としまして南魚沼市印鑑条例でございます。第2条の登録資格の第1項でございますが、外国人登録関係の記述が削除されるということでございます。

それから第5条の登録印鑑の制限でございますが、第1項は字句の修正でございます。第2項は外国人登録関係の記述が削除されまして、外国人住民に関する規定を追加並びに字句を修正するものでございます。

6ページの方をご覧いただきたいと思います。第3項でございますが非漢字圏の外国人住民に関する規定が追加となっております。

それから第6条の登録事項でございますが、第1項は印鑑登録原票への外国人住民の氏名の登録に関する規定が追加となっております。

それから7ページでございますが、第11条の印鑑登録証明書の交付、第2項でございますが、証明書の記載事項に外国人住民の氏名に関する規定を追加するものでございます。

それから8ページでございます。第15条の印鑑登録の抹消でございますが、この第7号も外国人住民の氏名に関する規定を追加するものでございます。

それから9ページでございますが、第2条関係としまして南魚沼市斎場条例の改正でございます。ここで別表第12条関係の備考の第1項では外国人登録関係の記述が削除されます。

2ページに戻っていただきまして附則、施行期日でございますが、関係改正法律の施行日である平成24年7月9日が施行というふうなことになります。経過措置といたしまして第2項では職権による抹消、それから第3項では職権による修正を規定しているところでございます。

事務的な外国人に対するサービスの提供等の基本的な部分は変わっておりませんが、ここを統一することによって、例えば外国人の方であれば法務省に届け出たり、また関係市町村に届け出たりというふうな二重の届けがあったのですが、それが一本化されるというふうなことになります。説明の方は以上でございます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第19号議案 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第19号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20号議案 南魚沼市暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 それでは先ほどお願いしましたように丸正の議案をお願いしたいと思います。本件は去年の8月1日施行の新潟県暴力団排除条例の施行を受けまして県内でも制定が進んでいるところでございますが、条例の制定により県との連携、保管を図り、もって市民の安全、安心な生活や事業活動を確保しようとするものでございます。全体は10条で構成されておりますが、第1条につきましては目的の定めでございます。暴力団排除に関し基本的な理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策を定めることにより、排除を推進し、もって市民の安全で安心な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とするということでございます。

第2条につきましては定義規定でありまして第1号から第4号まで規定をしております。

第3条は基本理念の定めでございます。暴力団が市内の事業活動及び市民生活に不当な影響を及ぼす反社会的な団体であることを認識した上で、恐れない、資金を提供しない、利用しないの三つを基本として相互連携協力して推進をしなければならない旨の定めでございます。

第4条は市の責務規定でございます。県や関係団体と市民等と協力しながら暴力団排除に関する施策を実施するものとするという規定でございます。また、第2項では排除に資すると認められる情報は警察に対し、提供するものとするという規定でございます。

第5条は市民等の責務の規定でございます。第1項及び第2項で市民と事業者に対し、市が実施する排除に関する施策に協力するよう努める努力規定を定め、第3項では関係の遮断や排除に資する情報を得たときは、市や警察など関係機関に情報の提供を行うよう、努力義務を置いているものでございます。

第6条では市の措置に関する規定であります。市の入札などに参加させないなどの措置を講ずるとしてあります。現在では契約の関係では建設工事請負基準約款、委託契約約款などで暴力団や暴力団員が関係する受注者に対する契約の解除規定が定められているところでございます。また市営住宅条例では入居資格についても暴力団員の排除を規定しているところでございます。露店市場関係でもこの3月3日の浦佐裸押合い大祭から申請書に反社会的勢力でないことの表明、確約をする同意書の添付を求めています。

第7条は市民等に対する支援の定めでございます。市民等に暴力団の活動実態や犯罪情勢などの部分を含め、情報の提供、その他必要な支援措置を行うという規定でございます。

第8条は青少年に対する指導等についての定めでございます。第1項では青少年を暴力団に加入させないことや、被害を受けないようにするための教育を行うよう、適切な措置を講ずるものとする規定でございます。また第2項では地域ぐるみ、あるいは職域ぐるみで青少年を守ろうとして適切な措置をしていこうという規定でございます。

第9条は利益の供与等の禁止の定めであります。暴力団員または暴力団員が指定したものと第9条本文で定めてございますが、第3者を介して利益を供与させる脱法行為を除外させるため指定したものであるものという文言を加えてあるものでございます。第1号、第2号に規定されたことをしてはならないという禁止規定であります。

第10条は委任規定でありまして施行上、必要な部分は市長が別に定めるということでございます。

附則につきましてであります。通常4月1日施行の条例が多いわけではございますが、本件につきましては条例の周知、市が講じているあるいは講ずべき措置等について整備周知のため施行期日を7月1日としたいものでございます。加えて2月27日の読売新聞では暴力団犯罪が頻発していると。市民の安全を前提に摘発強化をという見出しで、暴力団を封じ込める必要がある旨の社説の掲載がございますし、また28日同紙では上越市の工事現場に違法に作業員を派遣したとして暴力団組長が逮捕され、今回の大震災復興事業についても入り込んでいるという報道もございます。

暴力追放都市宣言を本年1月1日に行ったところでありますし、あらゆる暴力を排除する安全で安全なまちづくり条例とともに、本条例により暴力団排除を目指すものでございます。説明は以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定を賜りますようお願いをいたします。以上です。

議 長 質疑を行います。

牧野 晶君 まず、ちょっと聞いてみたいのですが、それこそ市内に暴力団は何人いるんでしょうかというのは答えられるんですか。例えばあとは組事務所というのはあるんでしょうか。こういうところを把握ができないとか、そういうふうなのも警察の方でちょっと聞いたこともあったりもしますし、今現在として実際、把握できているのかなという点をちょっと聞いてみたいと思います。

あとそれと過去にある庁舎内の方と話をしたら、やっぱり例えば税金でも水道でも下水でもお金をもらいに行くと、いかにもそういう人たちがいるときがありますよ、というふうなうわさをちょこっと聞いたことがあるわけです。例えばそういう情報がもしあったら、その方たちが本当にこの暴力団員であれば、それをちゃんと課ごとに連携が取れているのかなという、その内部で例えば資料とか作っているのかどうか。例えば水道課と税務課で連携しているのか、水道課と下水道課で連携しているのか。あとは学校教育だってそういう点も同じだと思うんですね。そこのところをしているのかどうかについてちょっとお聞かせいただ

ければと思います。お願いします。

総務部長 新聞報道で旧、昔の頃はそういうのもあったようには聞いておりますが、現段階では私どもで誰々がとか、あるいは組事務所がそこにあるとかという把握はしておりません。この条例をこれからどうするかということにもなるわけですが、現段階では承知をしておりません。

それから水道それから他部局の連携でございますが、今まで暴力団ということに対して特別、組織体制で措置をするということはしておりませんので、この本条例を受けてこれからそういうことになっていくんだらうと思います。

それからもう1点は、この後警察署との方で排除措置を講ずるための連携に対する合意書ということで、警察署の方と結ぶ予定になっておりますので、その後、これが発動してからそういうことにきちんとまた取り組んでいくということになるかと思っております。以上です。

牧野 晶君 ちょっと最後のところがわからないので、警察署とその合意書をとると要は名簿をもらえるということになるわけですか。

総務部長 名簿をもらえるというか要は情報の交換といいますが、例えばこういう方がいたということになると、それを私どもの方で警察署さんの方に連絡をして、向こう様は名簿があるのかどうかちょっとわかりませんが、情報交換をするということです。以上です。

山田 勝君 最近になって2件ほど、ごく若年層に対する脱法ドラッグの話を聞いているのですけれども、今の最初の質問でとらえてないということですので、関係ないかもしれないのですけれども、暴力団はそこには関与しているのか。今把握していないということは関与していないんですね。

総務部長 把握はしておりませんのは先ほど申し上げたとおりでございますし、ドラッグで脱法行為をしている、していない、いわゆる司法といいますが警察の方でやる部分というのと、私どもの方が先ほど申し上げましたが、ここの目的であります市民の安全、安心の部分というのと、その人を送検するとかいわゆる逮捕するとかという部分は、私どもの範ちゅうではありませんので、私どもの事業活動の中で暴力団を排除をするという規定でございます。したがって、おっしゃったようなそのドラッグがあるのかないのかというのは、私どもは今のところは承知しておりません。

山田 勝君 教育長、把握されていませんか。それに暴力団が今かかわっているとかそういうことでなければ、今回の議案の対象の問題じゃないのですのでいいのですけれども。

教育長 若い世代の皆さんの中にそういうものが興味本位で流れているというこれはこの地域という意味ではありません というふうなことは報道で見たことはありますが、それも暴力団が絡んでいるケースも、まああっても、必ずしも暴力団とはまた別のところでも、そういうのがインターネット等々で簡単に手に入るというふうなことを見ましたので、私どもとしてはいわゆる薬物に対して警戒するように、という教育をしていかなければならないというふうに考えておるところであります。

佐藤 剛君 議会の方でも決議をした事項として、条例化すると大変うれしいことです

けれども、大変大事なことです、難しい条例だと思います。今話がでているようになかなか把握もできない。かといって名札をつけているわけじゃありませんので、どういうふうに市民が暴力団関係者に利することのないようなことができるかというのは、非常に難しいですけれども、かといってこれは大事なことで、ぜひきちっとやってもらいたいと思うのです。こういう条例を作って、じゃあ何がどういうふうな具体的な取り締まりではなくて、やっぱり市の姿勢だと思うのですよね。こういうふうにしてわが市は暴力団を入れないんだというような姿勢が大事だと思います。条例をした、そしてまたそれを市民に絶え間なく、私たちは受け入れないんだというようなPRといたしますか、取り組みをしていっていただきたいということです。

総務部長 第6条のところにもありますが、いろいろの施策の中でそういうのを拒絶していくという形をまたPRしていきたいというふうに思っています。以上です。

中沢俊一君 2点ほどお願いします。1点は5条に関することになりますが、暴力団を利するような業界といたしますか、そこが一致団結をして暴力団を排除していこうと。そういうような動きを始めた代表者が、西日本の方で暴力団に打たれたというような情報もありました。実際こういう条例を作り排除しようとすることは大事なのでしょうけれども、警察の方とじゃあそういう民間人が一致団結して排除していこうとした場合の危険、そういうところの保護といたしますか、そういうことがどの程度担保されるかということ、それがまず1点です。

もう1点は8条になるでしょうけれども、青少年にそういう暴力団構成員にならないような教育をしていこうということでしょうけれども、ずっと昔から、7万人程度のそういう構成員または準構成員がずっとこうまあまあ、余りその数が変動しないで存在するという。これについてもやはり教育委員会の方で、これからどんな形でこの8条に沿った教育をしていくのか少し、方針があったら教えてください。

総務部長 保護といたしますか警察さんの方の関係ですが、担保されるものだというふうに考えております。今、議員がおっしゃったのも読売新聞の先ほど申し上げた中に、福岡で犠牲になったというふうなことも出ておりますので、今、社会的といたしますか全般で排除しようという機運があるわけですし、新潟県も今議事を終わると30のうちかなりの数、今まで10市町村が条例を作っておりますので、全体で排除するということになるかと思えます。したがってそういうものについては担保されるものだというふうに思っております。以上です。

教育長 頭の痛い話ではありますが、議員ご指摘のようにそういう方向に迷い込んでしまう子どもたちが現実にあります。そして、私どもが人権を大切にしようとか、それからもう一つは一人ひとりの子どもたちが自尊感情を育てながら、役に立つ喜びとか、友達と一緒に過ごすことの喜びとか、そういったことを今まで以上に大事にする、そういうことを目指して教育基本計画等々も作っているわけでありまして。だからといって皆無にできるかという非常に心細い部分があります。

現実には私らの時代もそうでありましたが、中学生、高校生　今はおそらく中学生が主体になるとと思いますが、この年代ですと年頃の人たちは必ずしも反社会的な行動をとろうと思っているわけでもなく、なんとなくそういう部分に憧れるみたいな雰囲気も持っていますし、そういった子どもたちに対していわゆる暴力団といいますか、暴力団に限りませんけれども非常にその取り入るといふか、手なずけるといふかそういうことが非常に巧みな人たちが現実にあります。学校や親に対して不満を抱えている中学生等々に対して、言葉巧みにおだてて仲間といふか、子分にしてしまうというそういう部分が現実にはまだあるようです。

したがって繰り返すことになりますが、小さいときから家庭、地域、学校のそれぞれの場面において自分がかげがえのない人間だということと、それから自尊意識ですね、それを高めるような育て方、教育をしながら反社会的なグループの方に迷い込まないような、そういう配慮を今以上にしていきたいなと、こんなふうに考えております。

総務課長　先ほど中沢さんの質問のところで総務課長の方が、いわゆる住民等の警察の保護について補足をさせていただきます。先般の事件を受けましてこれのもとになります暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴対法が2月28日改正で閣議決定になっております。そうしますと、この間あったように市民に危害を加えた暴力団については、指定暴力団のうち特定危険指定暴力団という新たな指定をしまして、まずは取り締まりを一層強化する。

それから今でも暴対法の中で21項目、例えば脅して債権を取り上げるとかそういった行為をすると、今までですと公安委員会がまずは勧告等処分をしておりました。ところがこの改正では、即そういう行為をすると直罰方式といって警察官で逮捕できるようになるような改正がまずあります。それから住民がそういった排除運動に加わって訴訟等、立ち退き等を起こす場合、今までですとその訴訟の代表はその住民代表であったんですが、今度は暴追センターいわゆる暴力追放センターといって、そのための組織が住民に代わって立ち退き等の訴訟ができるということで、警察の方でこういった活動に対する保護をより一層強化することで法改正が予定されております。以上、追加させていただきました。

中沢俊一君　5条関係については少し安心をしました。かなり組織暴力団については効力のある法律なわけですから。ただ、これがあんまり厳格にやられてしまうと本当に今警察の方で把握している組織暴力団でなくて、いわゆる大陸系のチャイニーズマフィアであるとか、全く今までの言ってみればある程度その裏の方のルールあたりを無視した全くのその暴力行為に走ってしまう、そういう懸念が一部でされているわけでありますから、その辺のこともひとつ市の方としては目配りしながらこの法を適正に運用してほしい。それだけ希望して質疑を終わります。

岩野　松君　6条に関してですけれども、いわゆる入札そのものは参加させないということなのですが、それに関連して下請けとかがそうなるとわかった場合は、もちろんそれも該当すると考えていいのかが1点と。

それから全くこういう場合はというか、事例で申し訳ありませんけれども、近所に空き家がありそこを買われた時点では町内でどうも暴力団関係らしいといううわさは飛び交ったんです。しかし、結果的には一昨年ですか、ああいう事件が起こるもとなってしまった。しかも、それにかかわっていた人も私がよく知っている人だったりして、非常に難しい問題だなという思いはある。こういう条例を作ることはいいことだし、否定するものではありませんけれども、特に六日町内は空き店舗がいっぱいあります。そういう方とおぼしき人というのは、買う場合には別にそのまま普通の商売をしている限りにおいては何もなし。この前の事件だって町内に影響を及ぼしたというわけではありませんけれども、という問題が生じています。その場合の防衛というかそういうことはどこでできるかということを知りたいのですけれども、どうなるのでしょうか。

総務部長 最初の下請け等につきましては先ほども申し上げましたが、今の基準約款の中に入っているところもありますし、そうでないところもありますので、それをこれからこの条例を受けて整備をしていくということでご理解をいただきたいと思います。

それからその事案についての部分でどうこうということですが、この条例そのものは純粋に暴力団を排除しようという私たち市民といいますかの条例でありますので、事案が起きる、起きないの部分は、やっぱり警察さんの方でご相談をされたりしていくことになるかと思えます。この条例でその人がそうだとか、こうだと決めつける条例ではありませんので、先ほど出たそのちょっと大きな犯罪といいますか、その辺はこの条例ではなくてということになるものだというふうに思っています。以上です。

総務課長 それでは今の方の事案について補足させていただきます。不動産の譲渡しようとするときの措置等ということで県条例に定められておまして、不動産契約をやるときに先ほどうちの部長が入札、契約のときに暴力団であった場合は契約解除ができるというのと同じような規定で、不動産譲渡の契約書にそういった規定を設ける旨の条例を規定しております。それは業者さんによって強制力を持っているところではないのですが、そういった規定を設けて警察へ確認を取って、もし、それが暴力団であれば契約を解除できるという規定を設けた不動産譲渡等の契約をすべく県条例の方で規定されております。以上です。

牛木芳雄君 今のことに関連をするわけですがこの6条ですけれども、今、入札については参加させないということですが、これに例えば物品の購入とかいろいろなことがあるわけですが、そういう面はどうなるのかというふうにお伺いします。

私は余り行かないですけれども先般、銀行の窓口に行ったら、後ほど反社会的勢力であるとわかった場合には、取引をやめさせてもらいますということのポスターが貼ってあったのです。これは県の条例でそれが決まっているものですからそう思ったと思うのですが、いろいろな契約条項にこれは抵触すると思うんです。市ではやっぱりそういう文言等を加えた中で、もし後ほどわかった場合には解除できるというようなそういう文言を入れた中での契約、あるいは物品の購入等々、あらゆるものについてこの6条が適用されるのかされないのか。これを見ると主にはなんといいですか入札を、というふうに見られるわけですけれども、あ



らゆる経済活動といいますかそれに影響ができるのか、できないのか。

もう1点は5条の3項であります。暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときには、市より警察に通報しなさい。これは多分努力義務だと思うのですが、これはどういうどのくらいの程度の方までを想定をしてそのようなことを、社会的に非難されるべき関係を有するもの、ここですよ。どの辺までを考えておられるのか。

もう1点ですが、先ほど部長が説明した中で3月3日の浦佐の祭りのときからどうのこの、ちょっと私が聞き落したんですが、そこをもう一度詳しくお伝えください。

総務部長 先ほど申し上げましたが、工事の関係それから委託の関係についてもそういうことが入っておりますし、物品についても当然入れていくという格好になります。先ほど4月1日からでなくて7月ですのでその間に整備をするということでございます。

それから5条の3項でございますが、どこまでと言われますとそれに階級があるのかどうか私はちょっとわかりませんが、やっぱりご本人がそういうふうに認められるというふうに判断された時点でということになるかと思えます。仮にそれがそうでなければいいわけにありますし、そうであればその時点で対処をしていくということになりますので、そう思うか思わないかというのは、やっぱり市民の皆様ご本人のご判断でされるということで一定の

さっきも話が出ましたが名札を付けているわけじゃありませんので、そういうことでご本人の判断ということでお願いをしたいと思えます。以上です。

失礼しました。浦佐につきましては3月3日のときの露店の許可申請書を出すわけですが、それに構成員で反社会的勢力でないというものを添付させたということでございます。

商工観光課長 今の件につきまして補足させていただきます。3月3日のときから始まったわけですが、一応ちょっと今一人というのがありましたが、これは実は私どもはあらかじめ申請書を昨年出した方にお送りしました。お送りしましてご本人から全部提出がありました。それをいわゆる南魚沼警察から県警の本庁の組織対策二課そこでまず照合をします。その中で1件ちょっとあやしいというのがありましたが、最終的には問題がなくて、3月3日それから昨日の一宮の大祭これにつきまして該当者はおりませんでした。お答えします。

牛木芳雄君 今の点ですが市の露天市場管理条例とそれから管理条例規則があるわけですよ。これらの中にもきちんと市長の名前でもって許可をするわけですから、このやっぱり条例の理念をきちんとした中で、これからの祭りも対処していただきたい、このように思っています。

それで6条はそれでいいのですが、実は私ある団体の契約のことに関連してJ R東日本の方から、契約している皆さん方にもう1回、我々地権者が反社会的勢力でない旨の誓約書を出せというふうに言われました。J R東日本は東京都に本社があるわけですから、東京都のこの暴力の排除条例を受けて我々のところにきたわけです。後ほど市長からも出していただかなければなりません。この東京都の排除条例の中でQ & Aというものを出してしまして、暴力団関係者とはこういうものだ、あるいは関係者でないものはこういうものだというふう

に出ているんですね。それを見ると私たちは大勢1,000名の組合員がいる中でどうも心配だなという懸念もあったのですが、例えば、先ほどの話じゃありませんが、暴力団と交際していると噂されていても関係者とはみなさない。暴力団と一緒に写真が写ったことがあっても大丈夫だ。幼なじみの間柄もいいし、もちろん同級生もいいと。結婚を前提として交際していてもそうではないと。自分の身内に暴力団員がいても関係者ではないと、こういうふうに警視庁は言っているのですよね。ですから、いろいろこういうことを参考にしながら、本人が名札を下げていないからなんていうことではなくて、もうちょっとこうなんか具体的にわかるようにやっぱりするのがいいのかなというふうに思っていますがよろしく願います。

総務部長 第2条の定義がございしますが、暴力団というものについてはその法律の規定する暴力団をいうということでございしますので、この解釈だろうと思います。それから暴力団員についても法の26条に規定する暴力団員をいうということでございしますので、先ほどおっしゃったようなことが例えば9条のところに暴力団員が指定したものとございしますが、これが結局さっきちょっと述べましたが脱法行為を防止するためにやる部分でありますので、ここに該当しなければそうではないという考え方です。今おっしゃったようなその一緒に写真を撮るとかそういうものは、別に当然この指定する定義の中に当てはまりませんので、そういう解釈でいいかというふうに思っております。以上です。

岡村雅夫君 今、市の入札とかあるいは店の関係では、本人の申請ということがありますが、多分、私は暴力団でありますという申請する人はいないと思うんですね。だからそういう条例があることによって申請を避ける、しないということぐらいの効力しかないかなという気が私はします。

それからもう1点、市民等の責務というところに情報を提供しなければならないというように感じになっていますけれども、要するに、これについての歯止めと申しますかどこまでという、今言いましたけれどもそういう情報について冤罪的な部分もありますよね。要するに本人がそう思っていれば提供するわけですから。そうすると通報されてその情報は警察が調査して白黒を付ける。そうすると私は警察だって間違いをすることがあるのですよね。冤罪に関しては特にありますよね。今までの経過の中でいろいろの事件の問題をしましてもね。

ですから、もう少しなんといいですか、善良な市民が訴えられることはないと言われればそれまでなんですけれども、たまたま何らかの形で情報提供されたとすると、その人が自分はそうでなくてもそうだというふうになるような罪じゃないから冤罪とは言わないということかもしれませんけれども、そういった歯止めがなければならぬのではないかということ、私はこの作っている段階で当局総務課に話をした経過があるんですけれども、そういった検討というのはなされましたか。お聞きします。

総務部長 情報提供についてどこまで情報提供をするのがいいのか、悪いのかというのは、これは情報提供する方の考え方で判断するわけですので、私どもとすると私どもにご提供があったものは当然守秘義務がありますし、あるいは警察さんにそれを情報提供しても私

どもと警察さんの間も当然守秘義務があるわけですから、提供されたということは第三者については承知していないわけですよ。ですので、守秘義務がきちんと守られていく中では、余りご懸念することはないのではないかとこのように思います。

それからもう1点は確かに1月15日付で田原総一郎さんの方で過激だという報道もあります。これは議運で議員には申し上げましたが、私どもとすると純粹に暴力団あるいは暴力団員をこのことから排除しようという部分でありまして、その表現の自由ですとかそういうものをこの条例の中でどうこうするという気は全くありませんので、南魚沼市から暴力団員を排除しようということ。あるいは、先般議決いただきました暴力追放というような全く純粹な意味ですので、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。以上です。

岡村雅夫君　私は暴力団を肯定するとかそういう問題で言っているのではなくて、やはり今定義の問題もありましたよね、暴力団の定義とか。それぐらいのことが許されるのであるならば、一般的な常識な範囲、あるいは警察官の要するに警察官というのは警察というのは権力を持っていますので、それなりなことは自分たちでできるわけです。それでそれを持たないこういった行政あるいは市民に、こういった義務付けをするというのはどうも。通常でもそういうものは通報しますよね、大変なことが起きた、あるいは害を受けているとかという問題は。

それと条例化することによって今までの市民の対応、あるいは行政の対応がいかに変わるかという。要するに逆に言わせてもらおうと警察のお墨付きをいただくような感じの逆にとるとね。そのような感じにもとられなくないなというふうに思いますので、やはりかなりこれその逆にとってみますと大変だなというふうに思うのです。なぜ条例化しなければならないという、県がしたから県の条例で各市町村も作らなければならないというような要項があったのかどうか、その辺をひとつお聞きしたいなと思います。

総務部長　先ほどから申し上げておりますように、反社会的暴力を排除しようということが根底でございます。それから県に条例ができてその県条例でカバーできる部分、県条例でカバーできない部分がございますので、例えば私どもの入札とか、露店市場管理条例とかというのは私どもの市内でしか通用しない条例でございます。県条例は県全体、私どもは南魚沼市の中の条例ということで、もちろん、上位法といいますか暴対法があって、県条例があって、市の条例があるという段階ですので、要請はありましたが作るのはあくまで市長が提案を申し上げて作るということになるかと思っております。以上です。

議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　長　討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第20号議案 南魚沼市暴力団排除条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第20号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3、第21号議案 南魚沼市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第21号議案についてご説明を申し上げます。本件は市長、議会の議員さん等、特別職の報酬の改定をご提案申し上げる際に、ご意見を賜ることとしている特別職報酬審議会に関して必要な事項を定めた条例でございます。23年4月に組織改正をさせていただきましたが、そこで秘書広報室を新設いたしました。その折、改正をお願いすべき事案でございましたが、ここに失念をお詫びを申し上げまして所用の改正をお願いするものでございます。まことに申し訳ありませんでした。

第6条は審議会の庶務について定めてあるものでありますが、企画政策課から秘書広報室に改めさせていただきたいものであります。

附則でございますが、施行期日につきましては交付の日からと定めさせていただきたいものでございます。説明は以上でございますが、よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第21号議案 南魚沼市特別職報酬等審議会条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第21号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4、第22号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第22号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。お手元に改正条例のほか新旧対照表及び改正理由を掲載した別冊の資料が添

付されておりますので、その別冊資料5ページをお開きいただきましてそちらに基づきまして説明をさせていただきます。南魚沼市税条例の一部を改正する条例の改正理由についてということで、今回の改正につきましては記載のとおり地方税法等の一部を改正する法律等が、平成23年12月2日に公布されたことに伴う改正でございます。改正されました法律等に基づき、南魚沼市税条例の一部を改正するものでございます。

最初に南魚沼市税条例の一部改正という大きな項目の中の(1)でございます。第84条たばこ税の税率でございます。下の適用関係ということで書いてありますが、平成25年4月1日以降に売渡等が行われたものが対象になるということでございますし、消費者のたばこ代金については変わりはありません。国の方で法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴って、都道府県と市町村の増減収 これによって税の増減があるわけですが これを調整するために都道府県たばこ税の一部を、市町村たばこ税に移譲するというふうなことでございます。ただ、この法人実効税率の引き下げを今4.パーセント程度下げるとい話になっていますが、まだ国の方で詳細を検討中ということで、この部分が明らかになっておりません。この税の移譲の方を先に制度化といいますか条例化するような形になっております。

そこに旧三級品以外では現行1,000本あたり4,618円が5,262円と約14パーセント644円市の方で引き上げられるというふうなことで、(2)の附則第15条の2たばこ税の税率の特例でございますが、これは旧三級品の紙巻たばこについて同様に移譲されるということでございます。現行1,000本あたり2,190円が2,495円と約14パーセントで305円引き上げられるということでございます。これで南魚沼市における影響額としましては5,000万円程度と予測しているところでございます。

6ページをお願いいたします。(3)に附則第8号市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等ということでございますが、平成25年4月1日から退職所得に係る10パーセントの税額控除これを廃止するというふうなことでございます。これについて市における影響額については100万円程度ではないかというふうに予測しているところでございます。

それから(4)の附則第23条個人の市民税の税率の特例等でございますが、東日本大震災からの復興に関し、それぞれ地方公共団体が平成23年度から27年度の間実施する防災のための施策に必要な財源を確保するために、臨時特例として個人市民税の均等割額の引き上げを行うことができるというふうなことで法律が改正になりました。これにつきましては、平成26年度から35年度までの10年間の増額になるということでございまして、事業がちょっと先行しますが23から27の事業に対して26年から35年の10年でその財源を確保していくということでございます。

3項の方に記載されてありますが、個人市民税の関係では3,000円から500円アップして3,500円になるというふうなことで、そこに県民税についても記載されてありますが、県の方は増額するかどうかを含めて今検討中というふうなことで聞いております。これに対しての市への影響額でございますが1年間で1,500万円、10年間ですと1億5,

000万円程度というふうなことで考えております。

先ほど申し上げましたように、防災のための施策に必要な財源ということですので、市としましてはこれの趣旨に沿った形で、今考えているのは避難所の耐震補強だとかそういった部分に使わせていただければありがたいというふうに思っているところでございます。

それから(5)番に附則でございます。第1項施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行しますということで、ただし記載のとおり退職所得の関係につきましては平成25年1月1日から、たばこ税の関係については平成25年4月1日からというふうな施行でございます。

第2項に市民税に関する経過及び7ページの方でございますが、第3項に市たばこ税に関する経過措置というふうなことで記載のとおりでございます。以上で第22号議案 南魚沼市税条例の一部改正についての説明を終わります。ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第22号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第22号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5、第23号議案 南魚沼市入湯税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第23号議案 南魚沼市入湯税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。3ページの新旧対照表の方をご覧いただきたいと思います。南魚沼市入湯税条例第3条、入湯税の課税免除では第8号において国民体育大会に参加する選手、監督等が課税免除の対象となっております。今回、全国高等学校総合体育大会新潟県実行委員会から選手、監督、役員等の入湯税の課税免除申請が提出されました。これを受けまして庁内で検討した結果、全国中学校体育大会も含めて課税免除の対象とすることとし、条例の一部改正を行うものでございます。

1ページの方に附則としましてこの条例の施行日でございますが、公布の日から施行いたします。以上で第23号議案 南魚沼市入湯税条例の一部改正についての説明を終わります。ご審議のうえご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 税というのは非常に難しいのでちょっと聞いてみたいのですが、このところの課税免除はそれは結構なのですが、このうち入湯税はその事業所といいますかお風呂のあるところが代ってやって申告をするということなので、そこら辺をうまくやれるかどうか。そのこの方が課税免除の対象かということころを、それをどういうふうにするのかということをお聞きしたいのです。というのは、もうさかのぼることはしませんけれども、税は難しくて前の議案の中でも、戻りませんけれどもちょっと言わせてもらおうと、例えば防災関係に500円追加するといったってそれは税の中に一緒になってしまえば訳がわからなくなってしまふのですよね。そこら辺をやっぱりきちんとしておかないと、ちょっとどうなのかなという思いがあります。前の議案のところはもういいんですので、ここのところだけひとつお願いします。

税務課長 前回のものも含めてですけれども、基本的には各入湯施設に対して入る方が申請します。それが毎月、各施設からこういう方々が何名、こういう方々が何名。減免が8、6、7ですか、7減免の規定がございますけれども、それぞれに分けて何名という形でもって申告が出てきます。その形で税額の減免という形になっておりますので、確かに黙って入れればわからないという形になります。申告関係がなしと認められれば120円課税されるという形になりますけれども、基本的にはそういう方々については大体団体でもって登録の中で申し出てやっているという形の中では、私どもは心配しておりません。

参考までに申し上げますと、平成22年度でもこの減免関係では学校教育で2万5,512人、それから12歳未満で3万3,632人という形、23年度12月までですけれども12歳未満の方が1万9,242人、それから学校教育が5,228人、それから災害関係で1万3,188人という形で各施設から申告が出てきております。そのような形の中で取り扱いをしていきたいと思っています。以上です。

牛木芳雄君 これは県の方から要請があったというふうに、どういう理由で要請があったのでしょうか。私は入湯税、今までに国民体育大会があった。今回は全中の大会でしょうか、国体、総体ね。大勢の教育者等が来るわけですし、どのくらいを予定しているかわかりませんが、市の条例の中に減免規定があるわけですよね。12歳以下は課せないということがある。こういう大会の指導者という方々はそう言うっては何ですが、相当なやっぱり所得を有している方だというふうに思っているのです。こういうところに減免規定がありながら、皆さん議員各位のところにも「虹のかけ橋」という魚野の家の冊子がきたと思うのですが、この中で今年は魚野の家の皆さんがボランティアと一緒に忘年会に金誠館に行って、楽しい忘年会を過ごしたと。当然入湯税は払わなくてはならないし、取られていると思うのです。しかし、私はその指導者まで何で、学生はいいとしても一緒に来る皆さん方の入湯税まで減免する必要があるのかなと。はっきりした根拠といいますかをお示し願いたいと思うんです。いかがでしょうか。

市民生活部長 県の実行委員会の方からは高等学校の総合体育大会の趣旨、技能の向上

とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的に開催する大会だというふうなことです。その趣旨に私どももこたえる意味から、この部分については減免していこうということで整理させていただいたところでございます。役員の方等につきましてもボランティア等でやってくるわけですので、そういう形で考えておるところでございます。

牛木芳雄君 何人ぐらいの皆さんがおいでになって何泊かするわけですね。そうすると、余り多い額じゃないなというふうに思っていますが、その趣旨はわかりますよ。自治体が支援していこうという趣旨はわかりますけれども、先ほど申し上げましたように、例えばそういう福祉施設にいる皆さん方は減免をしない。それで大半の方々は教員であったり、あるいは仕事を持っておられる方で、よく言われるのですが、この辺の子育て世代の方でも200万円、300万円なんてやっとなんていう人も大勢いるわけです。そうは言いながら私はそういうことで今、学校行事、教育的見地からということで減免、減免ということはいかなものかなというふうに思っているのですが、私の考えは間違っているのか、お聞かせください。

市長 福祉関係と今回のことを比較して、それはおかしいというのはちょっと論点がずれていると思います。いわゆる教育関係で公的支援ということをごに謳っているわけでありまして。しかも、私たちのところへおいでいただく方は何名というのは後でお知らせしますが、全てが入湯税のかかるところへ泊るわけではないですね、全てが。ですから、そういうこともありますし、それだけ大勢の人が来ていただけるということもあります。

ですから、例えば福祉関係の方でそれは忘年会 高校総体だって忘年会なんてときに入湯税をまけるなんてことは言いませんよ。正式な大会ですから。ですから福祉の皆さん方が例えばそういう正式な大きな大会をここへ誘致をしようと申請を上げていただければ、認めるか認めないかは別にして。忘年会のときに入湯税を取られたからそれとこれとは別だなどという話をされたって、それはちょっと話がおかしいと思うので、ちょっと分けて考えていただく。そういうことも含めてきちんとした対応をさせていただいて、また南魚沼市にもおいでいただきたいというふうな意味でありますのでよろしくお願いいたします。人数はじゃあちょっとわかったら。

教育部長 今年の7月に自転車競技、8月にテニス競技ということで2大会のインターハイが行われます。人数についてはすぐにはわかりませんので今、調べております。わかり次第報告したいというふうに思っております。

牛木芳雄君 例えばという話でしたわけですし、これと施設の忘年会と比較してなんて、そんなことではないのですよ。私が言っているのは、そういういわば余り稼げない皆さんもいるわけですからという話をした話で、所得の話をしたのです。施設が忘年会をしたからまけるという意味じゃないんですが、私の気持ちもちょっと理解をしていただきたい。

わかりましたが、県からそういう要請があってということは、県には各自治体どこでもそういう要請があるのだというふうに思っているのです。でも、我が市だけだめだというわけにもこれはいかないでしょうが、大会にはまけてやるとそういうことだというふうに思っ



います。わかりました。

岩野 松君 県からきてこういうふうになるという市の態度ということで、私はこれを否定するものではありません。むしろ、こういうのは全国的に入湯税を取っているところではどこでも免除しているのかどうなのかということと、こういう大会をする場合にそういうことがあるということ、そういう人たちが認識しているかどうかということをお聞きせしてください。

税務課長 ただいまの話が大本になるわけですがけれども、私どもの条例でも8条で国民体育大会について参加する選手、監督、役員等々も謳ってございます。そういう形の中で過去にも全中、それからインターハイ、この国民体育大会、国体ですね。この三つについてはほぼ、今と同じような形で申請が出ております。それでその度に時限立法等々で対応をしてきている面がございませぬけれども、私どもの方としましては、ひいては観光等々を含めた中での起爆剤になればありがたいというようなことを含めて今現在、南魚沼市で設けられております国民体育大会と謳っています。インターハイ等々がくるとまたそこに追加という形になるので、今回一緒にそれを追加させていただきたいという措置でございますのでよろしくをお願いします。

岩野 松君 いや、そうではなくて泊る人たちがそのことを知っているのかということを知りたかったのです。

市民生活部長 利用される方がそこで申告をする、ことばで私が大会の役員ですということ免除を申請するわけですので、当然それを理解して利用されるということでございます。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第23号議案 南魚沼市入湯税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第23号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6、第24号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 それではご説明させていただきます。第24号議案でございます。南魚沼市行政財産の目的外使用条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。魚沼サンテ

ックスクール2号館及び魚沼地域職業訓練センターの南魚沼市立特別支援学校転用に伴い、両施設が南魚沼市職業訓練共同施設でなくなること及び魚沼サンテックスクール1号館が平成24年2月17日付で南魚沼職業能力開発運営協会より南魚沼市に平成24年4月1日付で寄附採納申請が提出され、その施設の設置条例を今回の議会にご提案させていただいております。このため南魚沼市行政財産の目的外使用条例の別表4号公の施設関係の職業訓練共同施設の表について削除をしまして、注に1から4までの表に定めのないものについては市長が別に定める額とするを加えるものです。

4ページ、5ページをご覧ください。4ページの新旧対照表の一番下のところに削るといのがございます。それから5ページの一番下の方に注がございます。説明は以上です。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いいたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第24号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第24号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7、第25号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

消防長 それでは第25号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正について提案の説明を申し上げます。平成23年12月21日に危険物の規制に関する政令の一部改正が公布されたことを受けまして、南魚沼市手数料条例徴収条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、1,000キロリットル以上の危険物を貯蔵する大型の屋外タンク貯蔵施設の種類の、新たに浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所を加えるものであります。

5ページから6ページの新旧対照表をご覧ください。タンクの規模による区分欄において浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所が加えられております。なお手数料の額については変更がございません。施行期日については平成24年4月1日でございます。

参考までのこの浮き蓋付屋外タンクとは、タンクの内部に危険物の量に応じて移動する浮き蓋が設置されている構造のタンクであります。主にガソリン等の揮発性の高い危険物を貯

蔵する際に使用されるタンクであります。説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第25号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第25号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8、第26号議案 南魚沼市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長 第26号議案 南魚沼市立学校設置条例の一部改正についてご説明いたします。改正内容について説明させていただきます。3ページ、新旧対照表をご覧ください。まず第1条中「及び別表第2」を「、別表第2」に改め、南魚沼市立中学校の次に「及び別表第3に掲げる南魚沼市立特別支援学校」を加えます。

次に第2条に「及び中学校」を「、中学校及び特別支援学校」に改めます。別表第2の次に次の1表を加えます。別表第3 特別支援学校の名称、総合支援学校、位置、南魚沼市西泉田47番地2。学校用地は市の中央に位置しています。同一敷地内には福祉保健部所管の日中一時支援施設、産業振興部所管の職業訓練施設があり、就労支援を含め地域全体で支える意味合いを込めて総合支援学校としました。

平成25年4月に児童生徒の受け入れのため、附則としてこの条例を平成24年12月1日から施行するものとします。12月には新潟県から教員2名、教頭と教員1名を配置していただき、高等部生徒の受け入れ選考、及び4月1日実質開校に向けての準備をしていきたいと思っております。以上よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第26号議案 南魚沼市立学校設置条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第26号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9、第27号議案 南魚沼市公民館条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長 第27号議案 南魚沼市公民館条例の一部改正についてご説明いたします。改正内容についてページ3、新旧対照表によりご説明いたします。第5条第2項を次のように改めます。「2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。」

第5条第4項中、「法第30条第1項」を「第2項」に改めます。

この条例の背景には国の動きがあります。平成23年8月30日公布、平成24年4月1日施行された地域の自主性及び自立を高めるための関係法律の整備に関する法律によりまして、社会教育法の一部改正が行われ、先に説明したように審議会の委員の委嘱について改正したものです。

附則によりこの条例は平成24年4月1日から施行します。以上よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第27号議案 南魚沼市公民館条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第27号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 休憩といたします。休憩後の開会は11時5分といたします。

(午前10時50分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

議 長 教育部長から発言を求められていますのでこれを許します。

教育部長 先ほど回答の遅れましたインターハイについての推定選手役員人数についてご報告します。7月に行われるロードレースについては700人、8月に行われるテニス大会については一日620人ということで、ロードレースは1泊、テニス大会は10泊ということで、延べ人数6,900人を想定しております。参考までに6,900掛ける120円で82万8,000円となっております。以上です。

議 長 日程第10、第28号議案 五十沢体育施設条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長 それでは第28号議案 五十沢体育施設条例の制定についてご説明いたします。平成22年度に新しい五十沢小学校が完成し、旧五十沢小学校は学校教育課の管理のもとで新たな利用方法を模索しておりました。その後、地元市民の使用状況から社会教育課主管の体育施設として活用していくことが最も妥当と判断いたしました。新たな視点から施設の活性化を目指すため、五十沢体育施設条例を制定するものです。ちなみにこの体育館は昭和42年建設、平成18年に耐震補強を完了しております。

第28号議案をご覧ください。第1条に設置目的、第2条に施設の位置、第3条には管理運営の主体が教育委員会であることを規定してございます。具体的には社会教育課が管理運営することとなります。第4条には使用の許可関係、第5条には使用の不許可について、次に2ページをお開きください。第6条には使用許可の取り消しについて、第7条から9条には使用料金に関すること、第10条、第11条には現状回復、損害賠償についての規定が、第12条には教育委員会規則への委任が規定されています。

第7条関係では3ページの別表1と別表2に体育館とグラウンドについての使用料金が規定されてございます。これは浦佐体育施設条例に準じているものでございます。

附則によりましてこの条例は平成24年4月1日から施行します。以上、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点だけお願いします。使用料金のことですけれども、前例を参考にしながらということですので間違いはないと思うんですが、ちょっと聞きたいのは7条で前納しなければならないというふうになっています。それで管理運営が社会教育課ということであること、そして前納であること、そしてその使用料金が1時間当たりの使用料金の設定であることというようなことも考えあわせると、実務的にできるのかなというのがあるのです。その把握というか時間、1時間ですからね。半日ぼんで前納、1日ぼんで前納というのは非常に簡単なんですけれども、そこら辺の考え方をちょっとお聞きしたい。

社会教育課長 半日それから1時間そういったものもあろうかと思えますけれども、基本的には申請書を書いて出していただいて前納を基本とする。もちろんその後、1時間のものがもし空いていて2時間ということもたまにはあるかもしれません。そういう場合には後からということもあり得るということだと思います。そういうことでお願いいたします。

岡村雅夫君 体育館については鍵等があると思うのですが、グラウンドについてはちょっと市民がジョギング程度とかそういう形でやるものまでこういった規定になりますか、ひとつお聞きします。

社会教育課長 グラウンドにつきましては、例えば散歩ですとか、ちょっとジョギングというのも結局は散歩の一種でございますよね。そういったところまでは特に今までも運用上、こういったものに該当するというふうには考えておりません。よろしく願います。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第28号議案 五十沢体育施設条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第28号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11、第29号議案 新潟県石打丸山シャンツェ管理条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長 第29号議案 新潟県石打丸山シャンツェ管理条例の一部改正についてご説明いたします。県が運営するシャンツェは当市、石打丸山シャンツェと赤倉シャンツェの2か所があります。使用料金設定につきまして1日単位の規定となっており、通常半日程度の使用が多いため、半日単位の設定を追加するよう要望が出ていました。このたび新潟県及び妙高市と協議した結果、妙高市も3月議会において半日単位の設定を追加することとなりましたので、新潟県石打丸山シャンツェ管理条例の一部改正についてを上程するものです。第29号議案をご覧ください。第6条関係として別表に今までの1日単位での使用料の規定だったものを、より利用しやすくするために半日単位での使用料の規定を新たに加えたものでございます。

附則によりましてこの条例は平成24年4月1日から施行します。以上、よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第29号議案 新潟県石打丸山シャンツェ管理条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第29号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、第30号議案 南魚沼市立今泉博物館条例の廃止について及び日程第13、第31号議案 南魚沼市立今泉博物館協議会条例の廃止について、以上2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

教育部長 それでは2件についてのご説明をいたします。まず第30号議案 南魚沼市立今泉博物館条例の廃止についてご説明いたします。平成2年8月8日にオープンした今泉博物館は、会館当初はその話題性もあって平成3年度は4万6,000人の有料観覧者数を記録したものの、平成12年度には1万人を割り込むまでに落ち込みました。このような中、平成22年6月に策定されました観光交流拠点整備基本計画により、現状の展示収蔵にとどまらず、多機能化により経営改善を進める必要があるとして、今泉博物館全体を文化教養施設から転換し、その有効利用と利用活性化に向けて多機能化した観光交流拠点として整備再生することといたしました。新たな視点から施設の活性化を目指すため、博物館法に基づき制定された南魚沼市立今泉博物館条例を廃止するものです。

関連しまして第31号議案についてご説明します。南魚沼市立今泉博物館協議会条例の廃止についてご説明します。今ほどの条例廃止に伴いまして、南魚沼市立今泉博物館協議会条例を廃止するものです。この廃止に関連しまして附則として南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例、3ページに記載のとおり別表第2市立今泉博物館協議会委員の項を削るものでございます。

この二つの議案とも、条例とも平成24年3月31日から施行するものでございます。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第30号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第30号議案 南魚沼市立今泉博物館条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第30号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第31号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第31号議案 南魚沼市立今泉博物館協議会条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第31号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、第32号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 それでは第32号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正について説明を申し上げます。誠に申しわけないんですが一番裏の方をちょっとめくって見ていただきたいと思います。第2項の一番最初の行で一番後ろの方ですが、同項第6「条」となっていますが第6「号」の誤りですので訂正のお願いしたいと思います。左右とも同じです。

それでは新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。3ページをご覧ください。第3条のまず本文の改正ですが、「平成21年度から平成23年度まで」を、「平成24年度から平成26年度まで」に改めさせていただきます。第4期介護保険事業計画から第5期介護保険事業計画に基づいたものに改めるということです。

それから今回の改正につきましては、保険料の基準月額が第4期から4,395円だったものを、第5期では18.1パーセント上昇させまして5,192円という基準額となっております。これらに基づき以下改正するものです。

最初に第5号(5)です。第5号をちょっと見ていただきたいのですが、これが乗率が1.0でこれが基準年額になります。先ほど申し上げました5,192円に12月を掛けて100円未満を切り捨てた金額となります。全てこれがもとになりましてほかの号は決まってまい



ります。第1号と第2号これは乗率が0.5です。掛けてから100円未満を切り捨てますので若干単純にいかないところもありますが100円単位で。それから第3号がこれが乗率0.75、4分の3になります。それから第4号が0.91を乗じたものとなります。それから第6号が1.25を乗じたものとなります。こちらの方が今までは合計所得金額が200万円未満のものだったのですが、国の介護保険法の施行規則の方の基準所得金額が200万円から190万円に下げられております。これらにあわせまして当市でも200万円未満を190万円未満の合計所得金額のものに改めております。

次の第7号、旧来の第7号についてはいわゆる200万円から300万円未満というものでしたが、これを二つに分割しまして市が定める金額を300万円から500万円に上げております。その中を二つに割って定めさせていただいております。それで190万円以上、第7号ですが190万円以上300万円未満の合計所得金額のものが1.5倍になります。それから第8号の300万円以上500万円未満の合計所得金額のものが1.75になります。旧来の第8号がこれは300万円以上の合計所得金額のものですが、こちらの方が1.75ということで、今回さらに第9号になりますが500万円以上の方について2.0倍ということで、新たに旧来8段階だったものを9段階に改めさせてもらっております。

4ページをご覧いただきたいと思います。こちらの方が市でそれぞれ金額を定めることになっております。先ほど申し上げました200万円から190万円というのはここになります。それから第8号の上限金額を300万円から500万円に改めているのもここになります。

2ページの附則をご覧ください。施行日は本年4月1日からとなっております。それから第2項の方で経過措置を定めさせていただいております。説明は以上ですが、よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。反対の討論。

岩野 松君 第32号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正について反対の立場で討論に参加いたします。介護保険法そのものが社会でみるという形で始まりまして10年を経過し、毎度とは言わないですけども最初から比べると、2,000円から始まったのが今5,000円を超える基本額という形に値上げされてきました。介護保険法が始まってから、この前の一般質問でも言いましたように、国民の思いが施設重視に傾いているということは事実であります。それによって保険料の料金でなくて、保険を受ける利用料が非常に増えてくる。それによって法律によりこの半分は我々国民がみるという中での形になっています。元来、福祉の分野であったときには国と自治体が面倒を見てくれ、そのほかに利用料というの

は応分の負担であり、特養施設等に入った場合は20数万円も払う方も当時はおられました。それが今はいくら収入があっても、保険料はこうやって段階がありますけれども、13万円から15万円ぐらいで入所できるということでは、これそのものの利用も金持ち優遇でもあるという結果が出ているわけであります。

今回の介護保険法の見直しの中では、25年というか団塊の世代を見越した上で24時間体制が言われてきていますけれども、もともとそういう方向で介護保険法は始める予定だったというふうにも思っています。そういう中で結果的にこうなって値上げされてくるということであったということは、私は新たなこれは税負担という形で国民の皆さんに課せられた部分でもありますし、そして今までの経過の結果を見まして値上げをせざるを得ないということに、どうしようもないという思いはありますけれども、やはりその方向性に対してはもう少し国が対応すべきという論点に私は立っております。そういう意味で反対の討論に参加しました。

議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

寺口友彦君 第32号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論に参加するものであります。先ほどの反対意見と基本的なところでは多分同じだろうと思います。ただ、国の制度として個人負担が1割で介護サービスを受けられるというこのシステム自体には賛成をしていただきたいと思っております。さらに、今年度南魚沼市では第9段階という部分での保険料軽減に取り組んだということは、やっぱり評価をすべきものだというふうに思っております。

ただ、予防介護という面でこれからもっと充実をしていかなければならない部分もありますけれども、この部分を含めて第5期計画が始まるわけであります。この部分についても高齢化する南魚沼市の中で果たしてどのような予防体制がいいのか、ということを検討することも含まれておりますので、賛成としたいと思います。

議 長 原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第32号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第32号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15、第33号議案 南魚沼医療福祉センター駐車場条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 それでは第33号議案 南魚沼医療福祉センター駐車場条例の制定についてご説明を申し上げます。本条例は魚沼基幹病院建設に伴うゆきぐに大和病院の代替駐車

場として現在整備中の駐車場の設置条例でございます。第2条では位置を、第3条では管理者を、第4条では細目的規定の規則委任をそれぞれ定めたものです。

面積は約7,500平米、駐車台数は約300台を予定しております。なお、大雪により3月中の工事完成の見込みが立たないため、施行日については附則で2月を超えない範囲で規則委任する旨を規定させていただいたものです。説明は以上です。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 質疑を行います。

牧野 晶君 それこそ土地開発公社とかのとき、これが一番最初に図面が出てきたときに、車いすというか障がい者用のスペースがありました。あそこのスペースもあったわけですが、今、病院とかはそういうスペースはだいたい屋根をかけていますが、このところはどうなんですかと聞いたら、そのときは今後考えていきますなんていうふうな回答があったのですが。例えばここはやっぱり駐車場が病院からちょっと離れているけれど、一応こういうスペースがあるわけですね。車いすのスペースがあると思うんですが、この場所はちょっと離れているからつけないのかもしれないですが、今後こういう医療センターとか病院とかができたら、なるべく屋根をかけていくというのは重要だと思うんです。そのところのちょっと考えをこれに関連して聞かせていただければと思うんですが。

福祉保健部長 当然考えていかなければいけないと思いますが、一般的に障がい者用の駐車場であれば施設に近いところに作っていくのが本当だと思いますので、そういった方向で検討させていただきたいと思います。

岡村雅夫君 第3条についてちょっと意味合いがあるのかお聞きしたいのですが、医療福祉センターといいながら病院施設ということになると、管理者は今病院長がやってもらっているわけでありましてけれども、市長がという形になるのは、今現在あの敷地は全部じゃあ市長ということですか。お聞きします。

福祉保健部長 今回の場合の管理者については、今後の敷設整備とかそういった関係で若干変更等があった場合に、市長にしていた方がいいのではないかということで、そんなに深い意味は特にないんですが、将来的に病院の建設位置とかそういうのが決まって確実なものになれば、病院事業管理者の方に移転するのはやぶさかではないと思っております。

岡村雅夫君 その程度のことであるならば、多分その駐車場の管理等も医療センターでやると思いますので、余り区分けをしない方がいいなという感じを私は持ったのですがどうでしょうか。

福祉保健部長 今回については起債等も上がる関係もございますので、当面はこれで行かしてもらって折を見ていい方向にさせていただきたいと思います。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第33号議案 南魚沼医療福祉センター駐車場条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第33号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、第34号議案 南魚沼市農林災害復旧事業等の分担金条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 第34号議案 南魚沼市農林災害復旧事業等の分担金条例の一部改正について提案理由を申し上げます。第2号議案の土地改良事業農地災害関連区画整備事業、吉里地区、外谷地区、思川地区こちらの計画の概要の策定についてご承認をいただきました件に関連いたしまして、7月新潟・福島豪雨により災害を受けた農地農業用施設につきましては、南魚沼市農林災害復旧事業等の分担金条例第7条の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に該当するため、分担金は免除といたしました。しかしながら本事業はこの条例に該当しませんので、今回、南魚沼市農林災害復旧事業等の分担金条例の一部改正をお願いするものでございます。

3ページをご覧ください。第3条の一番下の4号に農地災害関連区画整備事業。ただし、第1号及び第2号に掲げる事業を除く。

それから第5条でございますが、中段以降で同条第2号及び第3号に掲げる事業については事業費の1.5パーセント以内とし、同条第4号に掲げる事業のうち、こちらは区画整備事業ですが、農地に係る事業にあつては事業費の17.5パーセント以内、農業用施設に係る事業にあつては事業費の1.5パーセント以内とする。

説明は以上でございますが、よろしくご審議のうえご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 1点お伺いいたしますが、3地区の小規模ほ場整備でありますよね。この部分についての条例整備ということでありますけれども、今後この災害に関連して、どうしてもこれは現状復旧ではなくて土改を含めてというような形のほ場整備を含めた形でなければならないというようなことが出てきた場合についても、これは当然対応するということがいいたすね。

産業振興部長 おおせのとおりです。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第34号議案 南魚沼市農林災害復旧事業等の分担金条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第34号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、第35号議案 南魚沼市道の駅条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 それでは第35号議案 南魚沼市道の駅条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。今泉博物館の建物敷地をリニューアルし、観光交流の拠点施設として生まれ変わる施設を、道の駅南魚沼として平成23年12月21日付で国土交通省に対し、道の駅南魚沼の登録を申請をいたしまして、今年3月に登録見込みということでございますが、今回この議会においてこちらの道の駅条例の制定をお願いするものでございます。

それでは1ページの方をご覧ください。設置目的第1条でございます。こちらにつきましては市民と都市生活者との交流の促進及び地域産業が連携する拠点の創出を図り、もって地域の振興及び活性化に資するため、この施設を設置するというところでございます。

第2条の位置でございますが、南魚沼市下一日市855番地でございます。

第3条の施設の内容でございますが、今泉記念館こちらの方には雪国交流館とアートステーション、それから憩いの広場、駐車場となっております。

続きましてその下の方については、これらについての業務について書かれております。

めくっていただきまして2ページでございますが、第4条でございます。開館時間ですが、通常は午前9時から5時までとするでございまして。

第5条は休館日でございますが、こちらについては毎週水曜日、ただしその日が国民の祝日に関する法律に該当する休日にあたる時は、その翌日とさせていただきます。年末年始については12月29日から翌年の1月3日まででございます。

第6条利用の方法でございますが、一応観覧券の交付を受けなければならないというふうな形になっております。

第7条ですが施設の利用制限ということで、公の秩序または善良な風俗に反する恐れがあるとき、他の者に危害を及ぼし、または迷惑となる恐れがあるとき、施設、設備または資料等を損傷する恐れがあるとき等が一応利用制限ということになっております。

第8条といたしまして観覧料でございますが、こちらは別表をご覧ください。6ページになります。こちらについてアートステーションの観覧料については、小学校、中学校、高等学校の児童生徒が個人では250円、団体では200円。それからその他、一般ですが個人

が500円、団体が400円というふうになっております。その下の交流館及び憩いの広場の利用料金はこちらに記載のとおりでございます。こちらにつきましては今泉博物館の利用料金を参考として設定をさせていただきました。

戻りまして3ページの方でございますが、第9条でございます。観覧料の減免でございます。これは市長が減免することができるということでございます。

第10条ですが観覧料の還付。これは還付しないということでございますが、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部を還付することができるというふうになっております。

第11条でございますが、利用権の譲渡等の禁止でございます。これは転貸や目的以外に利用してはならないということでございます。

第12条ですが入館または利用許可の取り消しということで、こちらに書いてある5号ですがこちらのことについて取り消し等がありますということでございます。

第13条原状回復の義務ですが、こちらについては要は施設を、テントを張ったりとかそういうようなときに原状に復さなければならないということです。

あと第14条については損害賠償の規定でございます。

めくっていただきまして4ページでございますが、第15条ですが指定管理者による管理ということで、こちらは地方自治法の第244条の2第3項に規定する指定管理者に管理運営をさせることができるとなっておりますが、一応、当面2年から3年ということで、こちらについては市直営で当面は管理をさせていただくというものでございまして、いずれそういう時期がきましたら、またこちらの方はお願いをさせていただくということでございます。

第16条は指定管理者の業務でございます。

第17条は指定管理者の管理基準。

それから第18条が利用料金は先ほど申しましたものに準じております。

第19条については読み替え規定ということで、先ほどお話ししました指定管理者、市長とあるのは指定管理者とするというふうになっております。

続きまして5ページでございますが、第20条ですが道の駅運営会議というものを置くことができるということでございます。説明の方は以上でございますが、よろしくご審議をいただきましてご決定賜りますようお願いいたします。

議 長 質疑を行います。

寺口友彦君 アートステーション2階部分についてお伺いいたしますが、当面2～3年間は商工観光課の方が直営でいくという部分でありますけれども、今泉博物館時代にですね、今も3月まではそうですけれども、今泉さんが資料といいますかお宝を調査をしていただくということで、ふるさと雇用を使って1名の方をお願いしていました。その方に見ていただいた部分で、アートステーションの棟方志功の部分についても、展示の仕方によって相当の集客が見込めますよという部分も聞きました。

要するにこの方は東京の方のデパートの方でそういう美術品の展覧会といいますか、商売

としてやるという部分については長けていた方でありました。この方は4月から処遇がまだわからないという部分がありましたので、こういうそういう知識を持った方がいらっしゃいますので、それを活用したなかでやっていかないと、ここにアートステーションを移したからといっても、今泉記念館の入館者が増えるわけではありませんので、そういうところを含めた戦略というものをちょっとお伺いします。

産業振興部長　こちらの展示につきましては、ただいま業務委託でどのような展示をしたら誘客ができるかということを専門の業者さんをお願いをして調査をしてあります。それに基づきまして誘客効果の出るような展示の仕方をしていきたいということでございます。

あと職員につきましては、緊急雇用の方でそれに長けた人を採用するというふうなことで、公募によりまして一応それに適当な方を雇って、それで運営をしていくということでございまして、特定の方になるかどうかというのは今のところはっきり言えませんが、そのような状況です。以上です。

佐藤 剛君　2点ぐらいちょっとお聞きしたいのですけれども、まず2ページの第4条のところの開館時間9時から5時までとありますけれども、そこら辺を条例の中へ当然入れるのですが、この条例の施行期日ですよね。24年4月1日からということに条例が施行されるんですけれども、実際の建物のオープンの関係とこれは支障がないかということなんです。その4月1日から条例が施行するし、条例の中では9時から会館ということになっているのだけれども、その辺が条例の制定というか作りの関係で問題がないかということがまず1点。

そしてあとは6ページのところに雪国交流館等の利用料金がありますけれども、ほかのものも参考にしながらというところでいいんでしょうけれども、市外者と市内業者というか、物販を伴うときもあるんですけれども、そういうところの区分けは想定していないのか、考えていないのか、この2点。

産業振興部長　4月1日からということでございますが、臨時職員何かも4月1日からといいますかもう公募しますので、そのような形でやりたいというふうに思っていますし、実際のオープンは7月1日ということでございますが、その間にも準備期間というふうなことでいろいろ準備等々がありますので、こちらの方についてはこのような形で、ほかの公園等々もございまして弾力的に運用させていただきたいというふうに思っております。

あと、市内の方ですね、こちらについては市外者も含めた形の料金設定になっておりますが、市長が特別に認めた場合というふうなことでありますが、今の段階ですとこちらの方でお願いをしたいということです。当面、非常に料金が高いということであれば、またその部分については検討していきたいというふうに思っております。以上です。

牧野 晶君　それこそやっとなんかこういふふうになってきたなと思いがあって、地域としては非常に歓迎しております。一生懸命これからはいろいろな点でお手伝い等をしていきますので、ぜひこの地域、今泉博物館が活性化になるようにこれからはがんばっていただきたい。

あとそれと一番最後の表、ここでちょっと言うのもあれだったなという思いがあるのですが、それこそ利用料金2,000円ということになっていきますけれども、例えばこれを指定管理

に出した場合、税金を取らなければいけないことにもなっていくわけですよ。そういうところで、例えばもう税込とか税別とか、そういう視点も今後、消費税も上がっていく方向にあるわけだし、いろいろなところで庁舎内で検討しておかなければいけないんじゃないのかなという思いがあるのでそのところ。今現在、例えば今後検討して今もう検討が始まっているのかどうか、ちょっとどこか答えられるところがあれば考えていただきたいなと。

産業振興部長　こちらについては税込みで計上させていただいております。以上です。

腰越 晃君　第20条についてちょっとお伺いします。商工観光を中心にですね、この道の駅の運営についてはもう十分準備されていることと思いますが、やはり各種の団体もこの道の駅にはかかわってくるわけでありまして、どのような管理運営をしていくかというのは非常に重要なポイントではないかなというように考えているわけです。6月プレオープン、7月グランドオープンというもう日程がない中で、運営会議について置くことができるという今の説明だったのですが、現状の動き、今後のどういう形で会議を立ち上げていくのか、構成メンバーはどうであるとかというところが、決まっているものがあればお聞かせください。

産業振興部長　こちらについては建設に伴う協議会がございましたので、そちらの委員を中心としまして、今、委員の選定を行っております。ですので、今後この運営会議についてはその選定が終わり次第に、運営について検討していきたいということでございます。以上です。

腰越 晃君　細かいですけど、当然この条例が可決する、それから予算も可決するという前提の中では、4月以降は早急にこういった動きをかけていくというふうにとらえておいてよろしいのでしょうか。

産業振興部長　はい、そのとおりでございます。

笠原喜一郎君　いよいよスタートということですが、駅前にある棟方志功の美術品をこちらへ持ってくるということですが、今泉博物館というのが記念館になって、2階がアートステーションということなんです。今、看板の中では記念館という看板は多分出ているのかなというふうに思っていますけれども、では、棟方志功の作品がそこにあるかというのは見えないと思うんです。

観光バスみたいな大型であればそういう宣伝をして、そこの協定であそこへ行けばあるんだよということはわかるわけですが、一般の通っている方がせっかく棟方志功の作品があそこにあってもなかなか、そういうふうには書いていないわけですから立ち寄ってみようかという部分にはならないと思うのです。その部分をやはりきちんとしないと私はいけないのかなと思っております。

それで、棟方志功があることによって農産物の直売所にもじゃあ寄ってみようかとか、あるいは農産物の直売所のところに行った人たちが、ああ向こうに行けば棟方志功のという部分に、そういうことをもってあそこにあれを作ったわけです。それがやはり回る感じで、そして、ではその後牧之通りにという構想もあったわけです。そういう形をするにはやはりも



う少し何があるんだと、ここにあるという部分を、もう少し看板を工夫をしていただきたいと思えますけれども、その考えをちょっとお聞きをいたします。

産業振興部長 確かに棟方志功を今泉記念館の方に持っていくわけですけれども、棟方志功アートステーションの方も当面は営業をするということですので、両方で展示がされるというふうな形になります。ですので、おおせのように棟方志功の作品を持っていく段階ですよね、そういう段階でそのような看板等のまた整備はさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

若井達男君 2点ほどお伺いします。今ほどの笠原議員の関係ですが、これは棟方志功は、ただ、市がうんぬんではなく、一昨年12月14日ですか東北新幹線が青森まで入った。これはやはりその青森と言ったらもう棟方志功、それから太宰、これはJR等を通した中では素晴らしい宣伝をやっていたんです。

しかしながら、残念なことに3月11日の震災で若干落ちたんですけど、しかし、それに余り影響がなくそこまで皆さんが足を運んでいるわけです。これは市の中のうんぬんではなくて、やはりありとあらゆる雪国観光圏そういった何かを使った中で、やはりこれはPRをしていかななくてはならないというふうに私は考えておりますが、その点について1点。

併せてこれは駅ですのでステーションマスター、駅長はこの条例の中には出てきておりませんが、どういった形になっておりますか。その2点お伺いします。

産業振興部長 棟方志功美術館ですか、青森にございますが、今、鎌倉の方の棟方志功の方は閉館をしまして、作品は青森の方に行っているということです。うちの職員も青森の方に出向きまして、そちらの学芸員さんといろいろ情報交換をしまして、ぜひ、その棟方志功ということで連携をしていきたいというような形で進んでおります。

それからあと後者の件、駅長ですが、当面は商工観光課長が駅長として運営をするということでございます。以上です。

若井達男君 ぜひともその志功についてはそういった形で連携ということになると、なおさらより一層の宣伝力もつくんじゃないかと思えますので、そういう形で進めていただきたいと思います。

併せてこの駅長、ステーションマスターは、駅ですので、やはり必要ですので、今、上村課長が、俺が駅長になって、たすきをかけてやるんだというような顔をされておりますので、ぜひともそういう形で。しかしながら、駅長はその現場のやはり親方ですので、こちらの本庁の仕事も当然あるわけです。その辺はこれから先、どういった形でステーションマスターを置いたらいいかということは、一つ大きな課題だと思っておりますが、その点もひとつよろしく願います。

産業振興部長 はい。提言大変ありがとうございました。そのような形で進めたいと思えますのでよろしく願います。

岩野 松君 今に関連してですが、この前、駅長って公募をして駅長さんを選んだのはなかったかなと思うんですけども、そういう経緯はどうなっているのかちょっとお聞か

してください。

産業振興部長 この間、採用しました臨時の職員につきましては、駅長候補ということで駅長の商工観光課長のもとで、今度、駅長になるべく指導をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第35号議案 南魚沼市道の駅条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第35号議案は原案のとおり可決されました。

議長 昼食のため休憩といたします。午後の再開は午後1時10分といたします。

(午前12時01分)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時07分)

議長 日程第18、第36号議案 南魚沼市職業訓練共同施設条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 第36号議案 南魚沼市職業訓練共同施設条例の制定についての提案理由を申し上げます。魚沼サンテックスクール2号館及び魚沼地域職業訓練センターの南魚沼市立特別支援学校転用に伴い、平成24年4月1日に南魚沼市に寄附が予定されている魚沼サンテックスクール1号館を南魚沼市職業訓練共同施設とし、これに係る南魚沼市職業訓練共同施設条例の制定をお願いするものでございます。

では議案の方をお願いいたします。1ページ目ですが、第1条の設置目的でございますが、職業能力開発促進法に規定する認定職業訓練その他職業訓練の場を提供することにより、労働者の職業能力開発を促進し、職業の安定と労働者の地位向上を図るとともに、南魚沼地域の経済及び社会の発展に資するため、この施設を設置するものでございます。

第2条 位置でございますが、南魚沼市西泉田48番地1でございます。

第3条の指定管理者による管理でございますが、指定管理者に行わせるものとするということでございますが、後ほどご提案をいたしますが、南魚沼職業能力開発運営協会を予定しております。

第4条の指定管理者が行う業務でございますが、職業訓練の運営、それから職業訓練共同

施設の維持管理、利用の許可に関する業務となっております。

めくっていただきまして2ページでございますが、5条の開館時間でございます。午前9時から午後5時までといたします。夜間の利用がある時は午後9時30分まで開館時間を延長することができるというふうになっております。

第6条の休館日でございますが、休館日は毎週土曜日及び日曜日、ただし、日曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日当たるときはその翌日といたします。あと、国民の休日に関する法律に規定する休日、年末年始におきましては12月29日から翌年の1月3日まででございます。

第7条の利用許可又は不許可についての条件でございますが、指定管理者の許可を受けなければならないということで、下記の4項目がございます。

それから第8条ですが、利用許可の取り消しでございます。これについては下記の5項目についてありました場合、許可を取り消すことができるということになっております。

次の3ページでございますが、第9条の特別設備等でございます。これは既存の設備に変更を加えるということが利用者はできないと。ただ、指定管理者がやむを得ないと認め、市長の承認を得た時はこの限りではないということでございます。

第10条の利用料金の徴収についてでございますが、こちらについては一番後ろの4ページ、こちらが一番下の別表でございますが、こちらの対象教室が6教室ございまして、午前9時から正午までが1,500円、午後1時から午後5時までが2,000円、午後5時30分から午後9時30分までが2,500円となっております。

戻っていただきまして3ページ目ですが、第11条でございます。利用料金の減免でございますが、市長が必要であると認めた時には免除することができるということになっております。

第12条の利用料金の不還付ですが、原則として還付をしないということでございます。

第13条は目的外利用等の禁止条項でございます。第14条は現状回復の義務でございます。第15条は損害賠償条項でございます。4ページ目をご覧ください。第16条の委任条項でございますが、こちらに規定のないものについては一応規則で定めるということでございます。

なお、この条例は24年の4月1日から施行をお願いしたいということでございますが、ご審議をいただきまして、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 この施設は先般視察させていただきましたけれども、支援学校と連携ができる形になっておりまして、また支援学校自体も利用するという話を聞かせていただきました。そうした場合の規定がこの中には、今の説明ではないような感じがするのですが、市長が認めるという形になるのかどうかひとつお聞きしたいと思います。

もう1点は、今現在事務室に建築士会の事務所が入っています。この寄附行為の前の段階で訓練所として当時新築された 私が多分19歳の時だったと思いますけれども、当時建

築士会が訓練所を運営しているような経過があったかなというような、有志というか、当初は高野省吾さんがやり、そしてその後を富所勇さんが継承してきたという形で、今寄附を受けるところにはそれなりの校長室、あるいは事務室等がきちんとあって、士会の方々が訓練に参加していたと、あるいは建築組合の方々が参加していたと。こういう状況なのですが、聞くところによると今の現状では士会の事務所を撤退していただきたいというような話があったというように聞いておりますが、今後こういった形がどういうふうになるのかひとつお聞きします。指定管理者の中でそれができるのかどうかという辺りも併せてお聞きします。

産業振興部長 最初の1点目ですが、入って左側の1号館部分の教室部分だけの今回は条例でございます。その先と申しますか体育館で建築する部分に実習室があるのですが、そちらについては当面、壊すまでは使わせていただきたいということになっております。それで取り壊しになりますと、そこはもう使いませんので今回の条例ではこの教室の部分だけということでございます。

それから相互の、支援学校の方が使わせていただくという部分については、今度は教育委員会の方の管理になりますので、そちらの方になると思います。以上です。

商工観光課長 2点目についてでございますけれども、昨年、一応今まで無料だったものですから、そういうお話をした経過はございますが、今は借料と申しますかをいただいております。それで今年度以降も引き続きそういう形でもってお願いをしたいということでございまして、退室ということそういうことは今は考えておりません。以上です。

岡村雅夫君 では、この1号館というのは教室と申しますか、そこはでは支援学校は今の話だと全然使わないということですか。

産業振興部長 これについては一応使わないというのが原則だと思いますが、市の施設の条例の中で市長が特別に認めた場合というのは使えるような形になっておりますけれども、それは一般の教室のこの利用料金みたいな形になるのだということで考えております。以上です。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第36号議案 南魚沼市職業訓練共同施設条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第36号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、第37号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長 それでは第37号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正について説明を申し上げます。今回の一部改正につきましては上位法の道路法施行令の一部を改正する政令が、平成23年4月1日に施行されまして、また、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、道路法施行令の改正が23年10月20日に施行されました。

この結果を受けまして、新潟県におきましても23年12月28日、新潟県の道路占用料徴収条例の一部を改正する条例が交付されました。平成24年4月1日から道路占用料が改定されることとなったところでございます。これに伴いまして当市におきましても、別紙の資料の新旧対照表のとおり、南魚沼市道路占用料徴収条例の一部を改正するものでございます。なお、県内の市町村もここで同じような条例改正を行うこととなっております。

施行日につきましては県条例にならしまして遡及せずに、平成24年4月1日としたいものでございます。

そして、道路占用料改定の要旨につきましては、近年の地価下落傾向に伴う道路占用料単価の改定、それと都市再生特別措置法の一部改正によります道路占用許可の特例制度の創設、及び専用許可対象物件の追加ということになっております。それに伴う単価区分の変更でございます。

当市におきます改正後の影響額でございますが、平成23年度の見込みの継続分の占用で約130万ほどの減、率にしまして11パーセントの減額であります。また、現在市の道路占用料の約8割以上が東北電力、あと電話関係の会社より納めていただいているというところでございます。

また、新たな占用の特例制度につきましては、大都市を想定したものでございまして、道路空間のオープン化を推進するということで、都市再生整備計画区域内におきまして、道路管理者が指定した区域に設けられる食事の施設だとか、購買施設その等の占用許可の基準の創設ということになっております。

それでは7ページの新旧対照表をお願いしたいと思います。第2条の占用料でございますけれども、これは第7条第6号に掲げる施設のうち特定連結路附属施設に設けるものというものを追加をさせていただきましたし、第3条の占用料の減免につきましては、道路法施行令の占用物件区分の変更によります条ずれということになっております。

次の8ページの別表をお願いしたいと思います。左側の方に書いております法第32条第1項第1号に掲げる工作物というものがございます。これ以降が当市として主な占用物件なものでございます。占用料の改正案が細かく表示されておりますが、これにつきましては県の占用徴収条例に基づくものでございまして、県の条例では市部と町村部ということで分かれておりますが、市部における単価をそのまま適用させていただいております。

1枚めくっていただきまして11ページになりますが、11ページの左側の下のところ政令第7条第6号に掲げる施設、この以降が占用許可の特例制度の占用物件区分の変更及び新

設による単価変更でございます。これはいずれも県条例の基準を適用させていただいております。

5ページに戻っていただきまして、附則としましてこの条例は平成24年4月1日から施行するというものでございます。あと、経過措置として、改正前につきましてはこういうことで従前の例によるということで規定をさせていただいております。

以上、簡単でございますが説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 それこそ産業建設委員会の中でも言ったのですが、あそこの部分はちょっと市とは違うのですけれども、たまに例えば市道でも県道でもここに電信柱がなければすんなり通れるのという所があるわけです。具体的には県道で裁判所は私はすごく思うのです。夕方の5時とかになると本当にあそこは混雑するので何とか。私なんて逆に言ってみれば130万円、これを1年先送りして130万円あればならせるというふうなことをNTTの人は言っているんで、1年送ってでも、県にお金を払ってでもどかしたら130万円なりの効果はあるのではないのかという思いがあるのですが、そういう点はどうなのですか。

県がやっているのだから、ここもやっていかなければ、右ならえでやっていかなければいけないという点もありますけれども、うまくここは安くなるから、今度は邪魔なところはお互い協議の上で電信柱を移動できるとか、例えば道が拡がらない限りは移動しない、それはもう市の理由だからということではなくて、相互で協力し合えるような体制というのがとれるといいのではないのかという思いがあるのですが。面倒くさいことを言っていますけれど、あそこの電信柱を何とかしろということがメインですのでよろしくお願いいたします。

建設部長 牧野議員の言われるのは重々わかっているところでございますが、いつ占用許可が下りたのか、その辺は把握していないのですけれども、当然占用する時に十分県と占用者で協議しているところだと思いますけれども。その辺についても私どもは十分わかっていますので、県の方に要望していきたいというふうに思っています。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第37号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第37号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、第38号議案 南魚沼市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長 それでは第38号議案 南魚沼市都市公園条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。本議案につきましては、道路法施行令の改正を受けまして、先ほど決定いただきました南魚沼市道路占用徴収条例が改正されることに伴いまして、都市公園条例に規定されている使用料を道路占用料徴収条例の料金体系にあわせて改正したいというものでございます。

併せて都市公園法第5条の公園管理者の条例に委任されている公園管理者以外のものによる公園施設、例えば売店、休憩所などがございますが、その設置または管理にかかる許可申請書の記載事項の規定を追加して整理するものでございます。

具体的な内容の改正につきましては、ページ5ページの新旧対照表に基づいて説明を申し上げます。まず、第3条第1項第1号につきましては字句の整理を行うものでございまして、行商を物品の販売とするものでございます。

次に第7条につきましては、改正前は都市公園法第6条第2項の規定による公園の占用にかかる許可申請書の記載事項を想定したものを、法第5条第1項の規定による公園管理者以外の者の公園施設の設置、または管理にかかる許可申請の記載事項を追加するものでございまして、第1項第1号を公園施設を設けようとする場合、第2号を、ページ6ページの方になりますが、公園施設を管理しようとする場合として規定するものでございます。併せまして6ページの方の、第6条第3項に規定する変更許可を受ける必要のない軽微な変更の場合を第7条の2として追加するものでございます。

次に第8条につきましては、第7条の改正にあわせまして字句の整理と、算出された使用料の下限を道路占用料徴収条例にあわせまして、その額が100円に満たない場合は100円とするという変更でございます。

次に第9条でございます。使用料の徴収時期を3か月ごとに分割していたものを県の都市公園条例などの規定にあわせまして、原則は前納とし、会計年度ごとに分割して徴収とした変更でございます。

次に第10条から14条までの改正につきましては使用料等を使用料に改めるなど、字句の整理を行うものでございます。

次に別表、8ページでございます。占用の区分を公園施設設置又は管理の区分に改めまして、その次に新たな占用の区分を設けます。使用料金を道路占用徴収条例に規定されている占用物件については、同様の料金に改定するものでございます。具体的には南魚沼市の道路占用徴収条例の例により算出した額と規定するものでございます。

あと、別表に備考を設けまして、使用料金の算定にかかる端数計算の方法を道路の占用料金の条例に準じて規定するものでございます。

施行日については平成24年4月1日としたいものとしまして、附則に経過措置としまし

て施行日後の占用について適用するものの規定でございます。

以上、説明を終わりますがご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第38号議案 南魚沼市都市公園条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第38号議案は原案のとおり可決されました。

議長 牛木芳雄君より家事都合により、1時30分から3時30分まで中退の届が出ておりますので、これを許します。

議長 日程第21、第39号議案 南魚沼市駅前広場条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長 それでは第39号議案 南魚沼市駅前広場条例の一部改正についてご説明申し上げます。この議案につきましても、先ほどの都市公園条例と同じでございます。市の道路占用徴収条例の体系にあわせて改正したいというものでございます。具体的な改正の内容につきましては、4ページの新旧対象表に基づいて説明させていただきます。

まず、第4条第1項第1号につきましては字句の整理を行うものでございまして、行商を物品の販売というふうにするものでございます。次に条例第10条第1項、後段に、この場合において、その額が100円に満たない場合については、100円とするというものを加えるものでございます。

次に別表の5ページの方になりますけれども、使用料金を道路占用徴収条例に規定されている占用物件については、同様の料金に改正するというものでございます。具体的には先ほど申し上げました道路占用徴収条例の例に算出をしたというところでございます。あわせて別表の広場を占用する場合の区分に、新たに営業用バスというのを加えさせていただきました。これにつきましては、その1台当りの年間使用料を2万1,600円と定めるものでございます。これを従来別表に定めのないものについては、市長が別に定めるとの規定に基づいて算出したところでございますが、その2万1,600円については同様に明示をするということしております。



また、8ページの別表の備考を設けまして、道路使用料金の算定にかかる端数計算の方法を道路占用徴収条例に準じて規定するものでございます。

3ページの方の施行日につきましては、平成24年4月1日とし、あと附則に経過措置として適用する旨を規定するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第39号議案 南魚沼市駅前広場条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第39号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第22、第40号議案 南魚沼市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書に規定する区域及び規模を定める条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長 それでは第40号議案 南魚沼市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項のただし書に規定する区域及び規模を定める条例の制定について説明申し上げます。本議案につきましては、地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地域主権改革第2次一括法でございます。その施行に伴いまして、公有地拡大の推進に関する法律に規定されております有償譲渡の届出にかかる事務について、知事から市長に法定委譲されることになりました。また、公有地の拡大の推進に関する法律の改正に伴いまして、同法の施行例も改正され、届出面積の規模を定める規定について知事から市長に権限が移ることとなったところでございます。

このことを受けまして、現在新潟県で条例で規定している届出の必要な区域及び規模を市の条例で新たに規定するものでございます。具体的な条例の内容につきましては、議案の記載のとおり、現在の新潟県条例を踏襲しまして、区域は都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域としまして、規模は100平方メートルとするものでございます。

附則につきましては、平成24年4月1日施行するというものでございます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第40号議案 南魚沼市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書に規定する区域及び規模を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第40号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、第41号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長 それでは第41号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正について提案の理由を申し上げます。この議案につきましても先ほど申し上げました、先ほどと同じ地域主権改革第1次一括法の施行に伴う改正でございます。入居についての同居親族要件が廃止されることとなったということでございますが、しかし、市営住宅の事情を考慮しまして、引き続き単身入居についての制限が必要である場合には、条例によって処置することが可能だということになりました。

市では県営住宅と同様にこれまでどおり同居親族要件を廃止しないで、これまで単身世帯の入居が認められていた高齢者や障がい者などの一定の要件を満たすものに対しまして、従来どおり単身入居を認める基準とするための条例を一部改正するものでございます。具体的な改正内容についてはページ3ページの新旧対照表に基づいてお願いしたいと思います。

第5条第2項中の必要がある者として政令第6条第1項に規定する者を、必要がある者として規則で定めるものに改めます。高齢者や障がい者など、これまで単身世帯の入居を認めていた現在の公営住宅施行令第6条第1項の規定に規定されているものについて、規則で新たに規定することとなるものでございます。規則で定める単身入居が認められる者とは60歳以上の者、身体、精神、知的障がい者、生活保護の被保護者、DV被害者などとなっております。

施行日につきましては平成24年4月1日とするものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 質疑を行います。

岡村雅夫君 確かに2DKとか3DKぐらいのところに一人というのは、ということがありますが、実際の今の実情で単身で何人ぐらいが対象者になっているのかお聞きします。そして、そういう傾向が多いとするならば、単身世帯用の住宅整備というのを考えていかなければならないと私は思うのですけれども、その辺、どういう考え方をしていますか。

建設部長 市営住宅につきましては、世帯向けの住宅、それと単身向けの住宅というものがございます。世帯向けについては238戸、単身向けが116戸となっております。今現在単身で何人が対象になっているかというのにつきましては、都市計画課長の方から説明させていただきます。

都市計画課長 単身世帯の世帯数の具体的な数については、今ここに数字がありませんけれども、今までの入居の内容につきましては、例えば高齢者夫婦のみの世帯ですとか、障がい者を含む家族ですとか、という方がこのいわゆる規定の中に入っているような形で例外としてはありますけれども、いわゆる単身というのは数的にはそんなに多くないというふうに認識しております。以上であります。

岡村雅夫君 よく避難する場合、何かで緊急避難的に住ませる場合に、3DKぐらいの、要するに世帯用のところに一人で入居というような例があったという話は聞いているのですけれども、そういう傾向がでは今のところはないということで、要するに単身世帯用を政策的に進める必要はないというふうに捉えていいのですか。

都市計画課長 私どもとしては今のところ住宅の造り自体も、そういった単身用という造りにはなっておりませんし、募集をかけますと、例えば子育て世帯ですとか、そういった方の応募というものが非常に多くございますので、いわゆる単身という部分については今までどおりの考え方でいいのではないかという認識でございます。以上であります。

佐藤 剛君 確認ですけれども、条文の内容がわかりづらかったので確認したいと思うのですが、この政令第6条1項に規定する者というのが、今度は規則で定められることになったのですけれども、この政令第6条1項に規定する者と規則で定めようとする者は、全く同じかどうかというのが第1点と。

そしてその規則が今度は適用になっていくのでしょうかけれども、4月1日からこの条例改正になるのでしょうか、規則もそれにあわせて準備を進めているのか、確認だけお願いします。

都市計画課長 この政令の方で定められていたものが今度は削除といたしますか、なくなるものですから、全く同じ内容を市の規則で 規則の方を資料でつければよかったです。が 全く同じ内容を規則の方で定めるということでございまして、4月1日から適用させるということで準備を進めております。以上です。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第41号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第41号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第24、第42号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

消防長 それでは第42号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正について、提案の理由をご説明申し上げます。平成23年12月21日に危険物の規制に関する政令の一部改正が公布をされました。これに伴い新たに危険物が1種類追加されたこと及びこの改正とあわせて現行の火災予防条例に目次がありませんでした。よって目次を加えること。そして条例上で行政長を消防長(消防署長)としていた部分について、(消防署長)を削除し、消防長に限定するものであります。

危険物につきましては新たに、炭酸ナトリウム、過酸化水素、フッ化物というものが危険物に追加をされたため、その貯蔵、取扱い、届出の経過措置を附則に加えたものであります。この物質は一般的には、漂白剤、あるいは除菌剤、消臭剤等に含まれる物質であります。

5ページの新旧対照表をお願いいたします。まず、現行条例になかった目次を加えるものであります。めくっていただきまして6ページから11ページでございます。条例中これまで消防長(消防署長)となっていた行政長を(消防署長)を削除をさせていただきます。消防長に限定させていただくものであります。これが全てで24か所あります。これは政令指定都市のような消防署の数が多い自治体においては、所轄の消防署長に権限を持たせるということをごいまして、消防署の数の少ない自治体においては消防長に権限を持たせるという国からの通達に基づき、改正をさせていただくものであります。

次の12ページをお願いいたします。附則に先ほど申し上げました今回危険物として追加された炭酸ナトリウム、過酸化水素、フッ化物の貯蔵、取扱い、届出等における経過措置4項を加えるものでございます。施行日は平成24年7月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第42号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第42号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第25、第43号議案 南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

水道管理事業者 それでは第43号議案 南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。この条例改正につきましては、地域主権一括法の関連で公営企業法の32条関係が改正をされております。内容につきましては、3項目ほどがございますが、1点目としまして利益の処分として、法定積立金の義務が廃止をされたということが1点、2点目であります。資本剰余金の処分についての規定が廃止をされた。それから3点目あります。事業体の経営判断によりまして、資本金を減少することができるという三つの所要の改正がなされたところでございます。

この3項目につきましては、それぞれ市町村の条例で規定をするか、あるいは議会の議決によるかというのは事業体の判断によるものというふうになっております。その中で、利益の処分と資本金の額の減少につきましては、その都度、必要が生じた都度、議会の議決によるものというふうにしたいと思っておりますけれども、残る資本剰余金の処分につきましては、条例にその規定を設けることによりまして、事務に支障が生じないように今回条例を改正するものでございます。

内容的には従前、国、県の補助金、あるいは水道事業ですと補償工事というものがございまして、事業補償金等により整備をした資産につきましては、みなし償却処理ということで、これは補助金の相当部分を除いた金額を年次償却をしていくということで、その資産を最終的に除却した際に補助金相当部分を一括をして除却をすると、同時に資本剰余金も減額をさせるという事務処理でございます。

この事務処理が平成24年度以降、法律にその条項がなくなるということで損失だけが膨らんでくるということになります。それに相当する資本剰余金を減額させるために、その都度議会の議決が必要になるということで、事務上非常に支障が生じるということから、条例にこの現行の事務処理ができるように規定をするものでございます。このみなし償却制度も25年度までということで、26年からはまた新制度に移行しますが、この2年間事務処理ができるようにということで条例の改正をお願いするものでございます。

3 ページ新旧対照表をご覧をいただきましたと思います。4 条の次に資本剰余金ということで第 5 条を 1 条追加するものでございまして、第 5 条の 1 項につきましては、事業年度生じた資本剰余金はその源泉別にその内容を示す名称を付した科目に積み立てるということでございまして、これはもうすでにこういった格好で実践をしている内容でございますが、明文化をされていなかったということで、明文化を今回するという内容でございます。

2 項でございますが、私が今ほどご説明申し上げました資本剰余金の処分ということで、みなし償却資産に損失が生じた場合に、資本剰余金により補てんをすることができるというような規定を追加するものでございます。以下は条ずれによる改正ということになっております。

附則といたしましては、平成 24 年 4 月 1 日から施行するというようにするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、決定を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第 43 号議案 南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第 43 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 26、第 44 号議案 南魚沼市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

水道事業管理者 それでは 44 号議案 南魚沼市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について説明申し上げます。これも 43 号議案と同様でございまして、地域主権一括法の関連ということで水道法の 12 条と 19 条関係が改正をされたことによりまして、従前政令で規定をされておりました布設工事監督者と水道技術管理者の資格基準等に関する規定が条例に移入をされたということによりまして、新規条例として上程をするものでございます。

1 ページ目の1条でございますが、条例の主旨としましては、水道工事にしまして技術上の監督業務を行うものに必要な資格基準や布設工事監督者を配置すべき工事等についての規定ということになっております。第2条であります、この1条の水道法の第12条につきましては布設工事の監督の規定でありまして、19条の3項につきましては水道技術管理者に関する規定になっております。2条でございますが、一番上の右側のところに水道法の3条の8項というのがございますが、これにつきましては水道事業者が管理をする取水、送水、配水、浄水施設というような内容のものでございまして、水道法の3条の第8項に規定する水道施設の新設又は次の1号、2号に挙げる施設の増設、それから改修の工事とするということで、こういったものについては布設工事監督者を配置をしなければならないというような内容になっております。

それから3条と4条につきましては、配付の44号議案の資料をページが5ページになりますが、お願いをしたいと思います。3条関係であります、布設工事監督者の資格基準の一覧表ということで、1号から8号まで規定をされております。一番上であります、8号につきましては技術士、いわゆる上下水道部門の技術士の資格を持っている者については、水道の実務経験が1年で布設工事監督者の資格を有するというような内容になっております。

3条の1号であります、大学の土木工学科又はこういったことに相当する学科目を履修をしたものについては水道の実務経験が2年以上ということになっております。2号関係では同様でございますが、衛生工学又は水道工学以外の学科目を履修した者ということで、水道の実務経験が3年以上、それから3号が短大又は高等専門学校が実務経験が5年、4号が高等学校の土木科が水道実務経験が7年、上記以外については10年以上の水道の実務経験が必要であるというような格好になっております。ここに記載がない6号につきましては、大学院の研究科又は専攻科を履修した者、7号については、外国の学校を卒業した者ということでそれぞれ規定をされているものでございます。

4条関係であります、下の方になりますけれども、水道技術管理者の資格基準でございます。1号につきましては布設工事監督者の有資格者については水道実務経験は必要はございません。それから6号についても厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程の修了者についても、水道の実務経験は必要なく、水道技術監督者の資格を有するということになります。2号関係につきましては、土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学又はこれに相当する学科目を修めた者ということで、大学卒業については実務経験が4年以上、短大については6年、高等学校については8年以上の水道実務経験が必要ということになっております。4号関係についても、土木工学以外ということで大学卒業については実務経験が5年、それから短大については7年、それから高校については9年以上の実務経験が必要だと、それから3号でございますが、10年以上の水道の実務経験を有するものについては水道技術監督者の資格を有するというような内容になっているものでございます。

附則としまして平成24年4月1日から施行したいとするものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第44号議案 南魚沼市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第44号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第27、第45号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

大和病院事務部長 それでは第45号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。今回の改正のポイントは2点でございます。1点目は、国及び県からのご指導によりまして、条例内に国保直診施設としての位置づけを明確にする必要が生じたものですから、その旨を第1条第1項中に明記するものでございます。

中身の新旧対照表3ページをご覧いただきたいと思います。その第1条でございますが、従来は市民の健康増進に必要な医療うんぬんということでございましたけれども、そこに、市は、国民健康保険法第82条第1項の規定に基づき、市民の健康の保持増進に必要なということを加えさせていただきました。この国民健康保険法の82条の1項というのはその事業でございます。それから戻っていただきまして、もう1点目は第5条の資本剰余金の処分に関するところでございますが、これは先ほど第43号議案の中で水道事業管理者の方から説明がございまして、全く同じ内容でございますので説明は省略をさせていただきます。

それから2ページでございますが附則でございます。この条例は平成24年4月1日から施行するという内容でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)



質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第45号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第45号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第28、第46号議案 南魚沼市薬用植物健康館条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 それでは第46号議案 南魚沼市薬用植物健康館条例の廃止についてご説明を申し上げます。魚沼基幹病院建設に伴いまして草楽堂を解体撤去するために設置条例を廃止し、その施行日を3月31日とするものです。現在の利用は、精神障がい者のデイサービスが週に1回行われている程度であり、その利用者につきましては、働く婦人の家に移転していただくことで了解をいただいております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第46号議案 南魚沼市薬用植物健康館条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第46号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第29、第47号議案 南魚沼市職業訓練共同施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 第47号議案 南魚沼市職業訓練共同施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。南魚沼市職業訓練共同施設については、職業訓練法人 南魚沼職業能力開発運営協会が今まで管理してきましたこと、また管理運営業務につきまして専門性や継続性が求められる施設であることなどにより、この職業訓練法人 南魚沼職業能力開発運営協会を指定管理者として選定をお願いするものでございます。それでは議案の方をお願いいたします。

1ページ目ですが、公の施設の名称ですが南魚沼市職業訓練共同施設でございます。2番の指定管理者に指定する団体は南魚沼市西泉田48番地、職業訓練法人 南魚沼職業能力開発運営協会、代表者 井口一郎でございます。3番として指定の期間ですが、平成24年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

めくっていただきまして、この協会の収支計画書でございます。1番として施設の管理の基本方針でございますが、職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練、その他の職業能力開発に関し必要な業務を行うことにより、職業人として有能な労働者の養成と、労働者の経済的、社会的地位の向上を図りたい。また、南魚沼市職業訓練共同施設が公の施設であることを認識して労働者だけでなく離職者・休職者や地域の方々に対しても各種の職業能力開発の場を提供することにより、誰もが利用できる地域の職業能力開発の中核としての機能を果たし、もって地域の産業の発展に貢献をしたいということでございます。

2番の施設の概要でございますが、敷地面積が2,015.85平米、延床面積が797.87平米、鉄筋コンクリート造2階建てでございます。教室は6教室、その他に事務室、トイレ、エアコン、駐車場等がございます。その下の開館時間ですが、条例の方で説明を申し上げたとおりでございます。

次の収支計画でございますが、収入の部です。事業収入が3,312万7,000円、指定管理料が846万3,000円、その他の収入が331万円、収入の合計が4,490万円。支出の部ですが、人件費が1,391万5,000円、維持管理費が1,256万1,000円、次のページですが、事業運営費が1,784万1,000円、その他の経費が58万3,000円で、支出の合計が4,490万ということで収支がゼロということでございます。

次のページでございますが、5番の組織概要につきましては、設立年月日は昭和35年の10月20日でございます。目的等についてはこちらに書いてあるとおりでございます。役員については理事が20名、その内会長が1名、副会長が2名、監事が2名というふうになっております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点だけお伺いいたします。収支計画のことでお聞きしたいのですけれども、指定管理料が846万3,000円ありますけれども、その妥当性というか、根拠というかそれを聞きたいのです。それで前年まで多分運営協会への負担金として出ていたと思うの

ですけれども、実態が変わらない同じところをお願いをする、指定管理をするということだけなのですが、100万近く多分増えていると思うのです。そこら辺のいきさつというか、その辺をちょっとお聞かせいただきたい。

産業振興部長　こちらについては今までこの協会が運営していたわけですが、今後は指定管理ということでプロパーが1名と臨時の職員1名分ということですから。それで増えているのは湯沢町の方が一応この中に入っているということでございます。以上です。

岡村雅夫君　指定管理についてちょっと伺うのですが、指定管理者が、その代表者が市長であると。そして市長が指定するということは普通では考えられない。指定管理制度というのは、民間活力をととか、あるいは何ていいますか、競争原理という言葉は余り使いたくないのですけれども、そういった形で数社が希望して、そして判断をし、指定管理をするというのが指定管理者制度なのです。

こういうのは指定管理の要綱には当たらないのではないかと。これだったら直営と同じ、今やっている要するに出向という形をとっているかどうか、今やっているでしょう。職員がいるでしょう、それで臨時職員がいたりして、何ら変わらないことを指定管理的制度としてなぜしなければならないのか。本来の目的から逸脱しているような、私の考え方では制度上の形ではないというふうに思いますがいかがですか。

総務部長　自治法の244条というのは公の施設であります。当然、職業訓練共同施設も公の施設として、市民の皆さんが使っていただいたりするわけですので、それを指定管理に出すということは自治法上は特別に問題がないと思います。ただ、今手元に持ってありませんが、私どもの市の指定管理の通則条例の中、この個別条例ではなくて通則条例の中では、今議員がおっしゃったように何社か選んでやるという方法と、そうではなくてこういう特殊な事案の場合については市長が選定をするものといいますが、というような条項がありまして、本件についてはもう職業訓練施設ということでございますので、職業訓練法人しか当たらないということで、ここを判断をさせてもらったということでございます。

岡村雅夫君　私は今きちんと読んでいないのでわからないのですけれども、指定管理者制度そのものというものをもう少しわかってやらないと、今かなりの分野の指定管理というのが、多分次が予測できる形ですよ、組織体からしてみても。そういうものを指定管理という名前でやっている委託事業ですよ。もっともっと大きな都市で競業者が大勢いて、そうした中でお互い切磋琢磨していただいて民間に仕事をさせていただこうと、こういうのであって、だから年限が区切られているのです。5年とか、あるいは当初3年とか。それを私は今聞いているのです。

このことだけではないのです。今は特に代表者が市長だからそれに加えて話をしましたけれども、そういう見解を、岡村が言うのはうそだといえばそれまでなのですけれども、本来の指定管理者制度というのは、今市がやっているものとはかなりかけ離れているというふうに思いますが、所見を伺っておきます。

そしてまた、今後そういう点で、立場できちんと精査し、指定管理者制度ではなく、こう

あるべきだということがあったら、やはり上部に上げていくべきではないかというふうに思います。

総務部長 その部分は全くおっしゃるとおりだと思います。244条の中の公の施設というものは、要は民活といいますが、そういうものを作って経費を安くやっていこうというのが自治法の本旨だと思います。ただ、ご存知のように公の施設というのは、その設置及びその管理に関する事項を条例で定めなさいということになっていますので、公の施設として設置をするわけです。

そうすると公の施設で今、これは旧法では委託ができると書いてありました。ところが19年だったか14年だったか忘れましたが法律改正になりまして、公の施設については直営でやるか、もしくは指定管理でやるかという2本立てになりました。ですので、今はその二つしかありませんので、私どもとすると例えば集落のミニ総パで作った小さなものも、これについてはもうとても公募をしてやるなんていうわけにはいかないわけですから、その地域の方に指定管理をしているという自治法上の制度にのっかってやっているということでご理解をいただく以外にはないと思います。以上です。

岡村雅夫君 趣旨がわかって、要するに民活の問題、あるいはその競業の問題。その趣旨がわかって、でも指定管理者制度を使っていると。そして1社でやっているということですね。そして今の現状をみますと、こども園にしましても、あるいは八海山麓にしましても、これからする道の駅であっても、それに限られた形ということになりますと、私は指定管理者制度という形ではない方がいいと。要するに特名で委託ですよ。特名委託というのは指定管理だというふうに捉えているのであるならば、それは法律が間違っていますよ。それぐらいの考え方をしないと。

だって本来の趣旨の指定管理というのはすごくいい形、制度になっています。それがこの町、この市に当てはめた時に競業者も対抗する人も、それは将来枠を外せば都会からくるとか、隣町からくるとかということもあるかと思いますが、それはまた趣旨に反して地域内で循環していただきたいということになると、暗黙の直営ですよ。委託費を出した直営ですよ。もう少し 私が言ったからその程度の反発でいいのですけれども、法の趣旨からいくと余にも競争原理のない、要するに本来の法の目的でないということを指摘しておきます。以上です。

市長 議員のおっしゃることはもっともであります。この法律が施行されて、そして我々が、各自治体がこの指定管理制度というものを導入する際にその当時の議会の中で、結局ある程度大きな都市といいますが、そういう競争相手がいるところを想定した法律ですからなかなか私どものところに 例えば今の文化スポーツ振興公社、こういうものについても結局導入したばかりの時は、ほかには全く管理する人がいたわけではないです。例えば募集しても出てこない。そういうこともしばらくの間は試行錯誤で続きますと。そして条件が設定されれば、例えば今のこれであっても、ではどなたかがこういう機能を持った団体があって、そこに応じてくればそれは一緒に出しますよ。そして競争させます。集

落のセンターだって同じです。もし、本当にそういう人がいればそれは出します。

ただ、都会といわゆる小都市との差異が生じているので、しばらくの間はそういうことが続きますと、そういうことも議会の中できちんと理解していただいてこの制度を導入することになったのです。ですので、それはいくら法の趣旨がそうでないと言われても、我々のところではそれを生かすために、もう法律ではさっき部長が触れたように委託はない、直営か指定管理者かということになります。それは直営ではやれませんか、そういうことになるのです。理想はおっしゃるとおりです。徐々に理想に近づけるようなそういう社会的な構造変化がでてくれば、当然その時はその時で、それに応じた競争原理を働かせた指定管理者制度になるということで、ご理解いただきたいと思います。

牧野 晶君 理事会でも出た何ていう話もちんちん聞いて、一応確認なのですけれども。職業開発運営協会の代表者が市長になるわけですけれど、市長と市長なわけですよ。そのところでまず自治法上、要はまず請負とかいろいろな問題があるわけじゃないですか。例えば議員が25パーセントだか何パーセント以上の市からの請負をしてはいけないとか、そういう点のところをこれを例えば議決してしまったら、市長は辞職というふうにならないと思うのですけれども、その一応確認と、どういうふうにしていくのかについて、そのところは大丈夫なのかどうか。確認をお願いします。

総務部長 一つは、おそらくおっしゃっているのは民法上の双方代理ということだろうと思いますが、これは契約上でございます。本件はここで皆様から議決をいただいてということですので、会長名ということで出させていただきました。この後、契約なり、あるいは協定書を結ぶということになると、南魚沼市長井口一郎と協会の施設長さんなり、あるいは代表権を持った理事さんなりということで結ぶという格好になります。以上です。

市長 この職業能力開発運営協会の理事会の際に、そのことを申し上げておきました。同じ名前での1回はあれになりますが、契約の時は上村清隆さん、今副会長という立場でこの協会の理事を務めておりますので、そちらと南魚沼市長とで契約を結ぶということになりますので、これは理事会の方でもご理解をいただいております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第47号議案 南魚沼市職業訓練共同施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第47号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第30、第48号議案 大月ほたるの里観光施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 第48号議案 大月ほたるの里観光施設の指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。大月ほたるの里につきましては、平成18年度から指定管理者制度を取り入れ、平成18年度から平成20年度まではふるさと会館管理組合が管理を行い、平成21年度からは大月ほたるの里管理組合が管理を行っております。この指定管理者の指定期間が平成24年3月31日をもって満了いたします。このため過去3年間の管理運営実績を踏まえ、現在の指定管理者である大月ほたるの里管理組合を引き続き、次期指定管理者として選定したいので地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案の中ほどをご覧ください。1番、公の施設の名称は大月ほたるの里観光施設です。2番の指定管理者に指定する団体は南魚沼市大月1734番地、大月ほたるの里管理組合、代表者組合長 青木卓三です。3番としまして指定の期間ですが、平成24年4月1日から平成27年3月31日まででございます。

3ページをご覧ください。大月ほたるの里の管理組合から出てきました事業計画書でございます。4ページをご覧ください。最初に大月ほたるの里管理組合の管理状況、概要が記載してあります。団体の目的につきましては、1の施設管理の基本方針で、毎年ホタルが乱舞し、水芭蕉、蓮の花が咲く市の重要観光施設として、交流事業やホタルの発生状況の情報提供などの観光施設として整備、運営していくと定めてあります。

5ページをご覧ください。2番の施設の概要でございますが、ほたるの里の敷地面積は1万4,083平米、ふれあい広場の敷地面積は2,870平米です。そのほか、公衆便所や駐車場などがあります。

6ページをご覧ください。3番の施設利用計画ですが、年間の利用者は1万8,000人となっております。4番は利用料金及び利用時間ですが、大月ほたるの里観光施設条例のとおりで、こちらのふれあい広場は1日1,000円、駐車場は1日1台1,000円ということでございます。5番の事業計画でございますが、毎年6月にほたる祭りを行っております。あとは通常の維持管理でございます。

続いて8ページをご覧ください。6番の収支計画ですが、収支とも50万5,000円ということでございます。参考といたしまして平成22年度の収支決算書と入込客数を記載されております。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第48号議案 大月ほたるの里観光施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第48号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第31、第49号議案 市道の認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長 それでは第49号議案 市道の認定について提案の理由の説明を申し上げます。今回の市道認定につきましては新規に2路線を提案するものでございまして、これは新潟県では国道291号線の六日町市街地の渋滞緩和のため、平成8年から二日町側から進めてまいりました。今現在事業中の坂戸バイパスも平成24年の12月供用開始の予定としております。県では県道の再編により、バイパスの供用開始と同時に旧道を市町村に移管することとしてございまして、旧道処理の手続き等、時間がかかるために今回市道認定をするものでございます。当面、国県道とダブル認定になりますが、バイパスの供用時に市道の供用開始の告示をしまして、市として管理していくものでございます。

また、バイパス供用開始に伴いまして県道の再編についてですが、国道291号線については二日町側から今度泉田橋を渡りまして塩沢方面にいくルートとなります。県道の六日町線につきましては、大月方面から泉田橋を渡りまして上町地区、兼続通りを通過しまして、県道の六日町停車場線の六日町大橋の西詰めの交差点のところ立つというルートとなります。

それでは議案資料の図面で説明させていただきます。図面番号第1でございます。坂戸橋の橋詰めの国道291号を起点に、現国道291号の兼続通りに接続する路線でございます。この路線は主要集落を連絡しまして交通量等が多く、国道と県道の相互間を連絡する路線ということで、1級市道坂戸上町線とし、延長が345メートル、幅員は9.5メートルから12.5メートルでございます。

次に裏の方の図面番号2でございます。これにつきましては、泉田橋の東側の橋詰めに起点としまして、坂戸バイパス現大月六日町線に接続する路線でございます。この路線につきましても交通量等が多く、住宅密集地ということでございまして、幹線道路としまして2級市道東泉田旧道線、延長が680メートル、幅員は7.5メートルから13.5メートルでございます。

以上、新規路線の2路線でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第49号議案 市道の認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第49号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第32、第50号議案 市道の路線変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長 それでは第50号議案 市道の路線変更についての説明を申し上げます。今回の路線変更につきましては、県道桐沢麓五日町停車場線の1級河川魚野川にかかります八海橋の老朽化に伴いまして、平成15年度より新橋の架替事業が進めてまいりました。この新橋については平成24年10月には完成をしまして、供用開始する予定としております。これに伴いまして、その他市道五日町東線の起点側を変更するものでございます。変更前後の地番、規模、幅員等については記載のとおりでございます。

それでは1枚めくっていただきまして議案資料の中で説明させていただきます。八海橋の方の県道敷地の跡地の利用の形状から、県道桐沢麓五日町停車場線の旧道部分を起点としまして、新設の県道に迂回した形でとりついております。そして1級市道五日町ターミナル線に接続するものでございます。その他市道五日町東線であります。延長が374.4メートルを90メートル延伸しまして464.4メートルに、幅員を2.5メートルから6メートルを、2.5メートルから9.0メートルに変更するものでございます。以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)



討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第50号議案 市道の路線変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第50号議案は原案のとおり可決されました。

議長 休憩いたします。休憩後の開会は2時55分といたします。

(午後2時35分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時55分)

議長 日程第33、第51号議案から日程第35、第53号議案及び日程第36、第55号議案から日程第46、第65号議案までの財産区管理会財産区管理委員の選任についてを一括議題といたします。14件について提案理由の説明を求めます。

市長 第51号議案から53号議案、54号はここで抜きまして、55号から第65号議案までの14件の議案につきまして一括して提案理由を申し上げます。平成24年3月31日をもってご提案の財産区管理会の財産区管理委員全員の任期が満了となりますので、今回一斉に選任するものでございます。

この管理委員の選任につきましては管理会条例第3条の規定によりまして議会の同意が必要とされておりますので、ご同意をお願いするものであります。なお、任期につきましてはいずれも24年4月1日から4年間としたいものであります。委員の人数につきましては条例第2条第2項の規定により7人以内となっております。また、第7条第1項で管理会は4人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができないと規定されておりますので、4人以上の委員を選任することが必要であり、市としては7人のご推選をお願いしてございますけれども、63号議案 大字坂戸六日町財産区、64号議案 大月財産区では、それぞれ財産区の都合から4、5人の推選となっております。なお、大字坂戸六日町財産区につきましては新年度に入ってから追加でご提案の見込みでありますので、申し添えさせていただきます。それぞれ関係集落からご推薦をいただいているところでありますので、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本14件は人事案件でありますので、討論は省略したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 順番に採決いたします。採決は起立により行います。

第51号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字四十日財産区)本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第51号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 次に第52号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字北田中財産区)本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第52号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 次に第53号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字野田財産区)本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第53号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 次に第55号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字五日町財産区)本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第55号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 次に第56号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字寺尾財産区)本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第56号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 次に第57号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字大杉新田財産区)本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第57号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 次に第58号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字川窪財産区)本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第58号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 次に第59号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字四十日、北田中、宇津野新田、青木新田、大杉新田財産区)本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第59号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 次に第60号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字欠之上財産区）本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第60号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 次に第61号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字四十日、北田中財産区）本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第61号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 次に第62号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字泉新田財産区）本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第62号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 次に第63号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字坂戸、六日町財産区）本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第63号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 次に第64号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字大月財産区）本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第64号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 次に第65号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字塩沢財産区）本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第65号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第47、第54号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字奥財産区）を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、中沢俊一君の退場を求めます。

（中沢俊一君退場）

議長 本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第54号議案について提案理由を申し上げます。先ほどと同じくでありませんが、24年3月31日をもちまして奥財産区管理会財産区管理会委員全員の任期が満了となり選任をしたいものであります。この選任につきましては、財産区管理条例第3条の規定によりまして、議会の同意が必要であります。ご同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては24年4月1日から4年間としたいものであります。このことも選任に当たり当該集落からご推薦をいただいているところでありますので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論は省略したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決は起立により行います。第54号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字奥財産区) 本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第54号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 中沢俊一君の入場を許します。

(中沢俊一君入場)

議長 日程第48、第66号議案 南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 それでは第66号議案 南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本条例は大和地域包括支援センターが、大和病院から大和庁舎に移転することに伴う改正条例でございます。

3ページの新旧対照表をご覧ください。下線部でございますように、移転に伴い浦佐の番地をそれぞれ変更するものでございます。1ページをご覧ください。一番下の附則ですが、4月1日から施行するものでございます。

以上説明は終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第66号議案 南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第66号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第49、第11号議案 平成24年度南魚沼市一般会計予算を議題といたします。

審議の方法についてお諮りいたします。市長の提案理由説明、総務部長の予算概要説明の後に、予算全般に渡る大綱質疑を最初に行い、次に歳入全般の審議を行い、その後歳出の審議を各款ごとに行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、そのように審議していただきます。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第11号議案 平成24年度南魚沼市一般会計予算について提案理由を申し上げます。施政方針でも申しあげましたように平成24年度の日本経済は、本格的な復興施策の集中的な推進によりまして、着実な需要の発現と雇用の創出が見込まれており、国内需要が成長主導し、我が国の景気は緩やかに回復していくというふうに見込まれております。

しかしながら、市の現状は災害等の関係によりまして、財政調整基金の残高減少など厳しい状況であることも事実であります。こうした中、去年の豪雨により被災いたしました公共施設、農地等の復旧に引き続き全力を挙げて取り組む所存であります。また、子育て支援、高齢者福祉の充実、教育・文化・スポーツ環境の充実、省エネ・新エネへの転換、交通体系の整備、観光振興、財政の健全化、これら6項目を重点目標といたしまして編成作業を行いました。

主な投資事業といたしましては、大原運動公園整備事業の第1期工事を平成26年度までの3年間、総額21億円の継続事業費として計上いたしました。また、市民の念願であります図書館整備事業に本格的に着手をいたします。特別支援学校を平成25年4月開校に向け整備し、併せて職業訓練施設の大規模改修を行います。その他事業といたしまして、病後児保育実施保育園の拡充、透析患者交通費助成拡大、現六日町病院整備事業の実施設計着手、宅地内消雪事業の拡大、昨年度より始めました子ども・若者育成支援センターの拡充、小規模零細企業の経営改善資金に対する利子補給制度、これらの新設などによりまして市民生活の安心・安全と向上に資する事業の充実に取り組んでまいります。

都市計画税を0.2パーセントから0.1パーセントに半減したことなどの要因によりまして、税収入は減少いたしますが、職員数削減による人件費の抑制や行政改革大綱アクションプランの振興管理を確実に行うことにより、効果的、効率的な財政運営に努めてまいります。

以上によりまして、平成24年度予算総額は323億5,200万円、豪雨関連災害を除きますと305億8,564万円、前年当初比24億6,700万円、災害関連を除きますと7億

64万円増、比率にして同じく8.3の2.3の増となっております。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

総務部長　それでは予算の概要についてご説明を申し上げます。本件、一般会計予算に関する資料といたしましては、既にご覧になっていると存じますが、市長の施政方針資料17ページ以降に、予算の概要が記載してございますし、より具体的には29ページ以降に総合計画に沿って各論として記載されております。また、右上に第11号議案～第18号議案資料1とあります平成24年度当初予算(案)の概要並びに同じく、議案資料2総合計画実施計画と平成24年度予算を添付させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは右上に第11号議案～第18号議案資料1と記載されている平成24年度当初予算案概要でご説明を申し上げますのでお出しいただきたいと存じます。この冊子は1で会計別予算の状況、2の歳入予算の状況、3の歳出予算の状況、4の会計別起債残高表、5の会計別基金残高表、6の重点施策の概要、7の主要な投資的事業をそれぞれ記載してございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。1の会計別予算一覧表、上段の一般会計の欄でございますが、予算規模等が掲載されておりますが、先ほど市長が提案理由で申し上げておりますので割愛をさせていただきます。次の2ページ、2の歳入予算の状況をご覧いただきたいと思います。(1)は科目別の前年度対比表であります。323億5,200万円の予算を第1款から第20款までの予算科目ごとに、構成比と前年度で比較してございます。

1款市税では市民税をはじめとする6税目で構成をしておりますが、個人市民税につきましては備考欄記載のように、税制改正による年少扶養控除廃止等の影響額など、並びに前年度実績から3,483万円ほどの増、法人市民税については7,034万円余りの増、固定資産税では評価替え、土地の下落傾向から9,194万円余りの減を、都市計画税では条例改正で24年度分から2分の1の税率改正が行われましたので、現年課税分で7,043万円、滞納繰越分を加え税全体では記載のように7,025万円ほどの減額計上でございます。

市税総額では前年度比0.9パーセント減の72億4,168万円余りの計上でございます。2款地方贈与税3億6,100万円、3款利子割交付金1,720万円、4款配当割交付金930万円、5款株式等譲渡所得割交付金250万円、6款地方消費税交付金6億1,190万円、7款自動車取得税交付金7,220万円につきましては、それぞれ前年度決算見込み並びに地方財政計画の伸び率を参考に計上しているところでございます。4款、5款と増減率が大きくなっておりますが、増えた金額は高額ではありませんが、分母の数値が少ないために大きな増減率となるものであります。

8款地方特例交付金2,040万円では年少扶養控除等の税制改正による増収分により、児童手当、子ども手当、特例交付金分が皆減、自動車取得税交付金の減収補てん分も同様により皆減となりまして、税源移譲に伴う住宅借入金等、特例税額控除の減収補てん分のみの計

上でございますので、主な増減項目に記載のように減額計上となりまして、増減率がマイナス80.4となったものであります。

9款地方交付税であります。当該年度の総額は自治体配分ベースで0.5パーセントの増となっております。固定資産の評価替えによる減収などから基準財政収入額が減少しますし、人口算定が国勢調査の確定値を用いることなどから基準財政需要額も減額となることが予想される中で、実績等から普通交付税で前年度当初比2億2,000万円減の95億1,700万円、特別交付税では過去の交付実績などから前年度より1億5,000万円増で9億5,000万円と見積もり、地方交付税の総額を104億6,700万円を計上しております。

なお、特別交付税の普通交付税移行は大震災の関係で平成26年度に延期をされております。

10款交通安全対策特別交付金1,000万円につきましては、昨年度と同額計上でございます。

第11款分担金及び負担金5億3,324万円余りですが、民生費負担金が全体の96パーセント近くを占めているものでありまして、主な部分は保育園の入園費をはじめとする児童福祉費の負担金であります。記載の増加要因は保育園入園費の負担金であります。

12款使用料及び手数料5億8,076万円余りですが、2.9パーセントの減は清掃手数料でし尿くみ取り、不燃ごみ処理、粗大ごみ処理のそれぞれ手数料が減額計上が主な要因であります。

13款国庫支出金27億6,762万円余りは交付基準による積算ですが、前年度比に比べまして11.8パーセント、2億9,120万円ほどの増であります。記載のように民生費で子ども手当改正に伴う減額が2億9,207万円、障がい者自立支援給付費で9,503万円余りの増、土木費では豪雨災害関連で3億円の増の計上でございます。

14款県支出金23億6,631万円余りでは、労働費で緊急地域雇用創出特別基金事業の減により1億127万円の減、民生費の児童福祉費では主に、安心こども基金事業県補助金の部分ですが、1億5,670万円余りの減、農林水産業費で農林災害復旧事業補助金8億704万円の皆増が主な部分となっております。

15款財産収入8,292万円余りです。土地建物の貸付料や土地の売り払いの部分ですが、前年度に比べ24.3パーセントの増額であります。旧五十沢小学校の用地を日本電産コパルさんにお貸ししている分が620万円、合併振興基金利子1,394万円ほどが主たる増加要因でございます。

16款は芽出しであります。

17款繰入金11億8,516万円ほどは11億2,142万円余りの増であり、大幅な増減率を示しておりますが、主たる部分は財政調整基金から8億5,000万円、減債基金から2億円、合併振興基金から1億円を繰り入れさせていただくということでございます。

18款繰越金は前年度と同額計上でございます。

19款諸収入では湯沢町さんの受託収入が消防庁舎完了、ごみ処理費などの部分で1億7,

094万円余りの減で14億4,216万円余りの計上となっております。

20款市債44億3,060万円では適用欄にございますように、合併特例債で4億6,050万円の増、災害復旧事業債の皆増で4億520万円を主としておりますが、建設事業の財源として起債できるものは合併特例債を優先的に活用する方法で計上しているものでございます。なお、うち臨時財政対策債が12億3,400万円でございます。

次の3ページをお願いいたします。(2)財源別の表でございます。前年度より24億6,700万円増えている予算であります。構成比をご覧くださいと、ほぼ昨年度と同様な構成割合を示しております。また、自主財源と依存財源につきましても同様でございます。この部分は割愛をさせていただきます。

歳出についてご説明を申し上げます。1款議会費、4ページになりますが、議会費では13パーセントの減額であります。昨年度8,283万円ほどの議員共済会給付費負担金分が5,391万円となりまして、その部分の減額のほかに大きな変化はないものでございます。

2款総務費では71億7,037万円ほどでございます。2.2パーセントの増であります。職員費の部分では1億3,791万円ほどの減、合併振興基金への繰戻積立が3億5,000万円、電算対策事業費ではGIS整備事業、辺地共聴設備整備事業の事業減によりまして7,015万円余りの減額となっております。

3款民生費では68億6,547万円余りであり、4パーセントの減であります。主として子ども手当の部分による減額であります。

4款衛生費では29億146万円ほどであります。主として上水道事業対策費としての高料金対策繰出が1億4,486万円余りの減、総合的保健医療体制整備事業に新市立病院の実施設計業務委託料として8,000万円の増により、4,914万円ほどの1.7パーセントの減であります。

5款労働費では364万円余り1.8パーセントの増ですが、歳入で申し上げました労働諸費の雇用創出事業で1億172万円の減、地域職業訓練施設整備事業として施設改修の工事の部分が1億400万円の計上によるものであります。

6款農林水産業費では39.1パーセント増の13億5,481万円ほどであります。豪雨災害関連の土地改良事業の部分で大きな伸びであります。

7款商工費4億7,498万円ほどであります。観光交流拠点整備である道の駅整備の終息によるものを主体として27.4パーセントの減額であります。

8款土木費35億8,589万円ですが、3.2パーセントの増であります。消融雪施設新設改良事業の部分で6,760万円ほどの減がありますが、下水道への繰出しが前年度12億6,000万円ありましたが、当該年度14億4,000万円余りの計上でありますので、1億8,000万円ほどの増であります。なお11ページに主要な投資事業として、道路橋りょう維持管理事業のほか記載がありますのでご覧をいただきたいと存じます。

9款消防費4億3,086万円余りであり、59.6パーセントの大幅減であります。昨年9月に供用開始をいたしました消防庁舎建設事業にかかる部分が主な部分であります。



10款教育費では17億2,204万円余りの増の38億4,243万円ほどであり、81.2パーセントの伸びであります。市民会館大規模改修分の2億1,000万円の減額はありますけれども、図書館整備事業、大原運動公園整備事業、特別支援学校整備事業など着手による部分からでございます。

11款災害復旧費は非常に大きな増減率になっております。通常の部分のほか、新潟・福島豪雨災害公共施設復旧費が13億5,174万円ほど皆増のためでございます。

12款公債費は39億2,673万円ほどでありまして、長期債元金33億1,660万円ほど、長期債利子及び一時借入利子で6億1,012万円ほどの計上であります。前年度より7,697万円、1.9パーセントの減であります。13款諸支出金、土地購入費として10万円でございます。

14款予備費では昨年と同額の5,000万円の計上をさせていただいております。

以上が歳出であります。なお、次の5ページは(2)として性質別に区分した表でありますのでご覧をいただきたいと存じます。それから6ページには4の各会計別基金残高、5の各会計別起債残高表、それから7ページ、8ページにはそれぞれグラフ化したものがありますし、9ページ、10ページに総合計画の6つの政策の大綱別に6として重点施策の概要が記載されております。11ページには主要な投資事業が記載をされておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。なお、11ページに星印がついておりますが、これにつきましては前のページと重複記載をされているものでありますし、あわせて先ほど冒頭お話ししましたが、総合計画実施計画と平成24年度予算もご覧をいただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

次に平成24年度南魚沼市一般会計予算及び特別会計予算書並びに予算に関する説明書1ページをお願いいたします。第11号議案の全体であります。それからそれぞれ第1条から第5条まで定めさせていただきたいものであります。9ページをお願いいたします。予算第2条に記載の第2表継続費であります。第10款教育費、第7項保健体育費、大原運動公園整備事業について総額を21億円と定め、それぞれ記載の24年度から26年度までの継続費の設定をさせていただきたいものでございます。

次の10ページをお願いいたします。予算第3条に記載の第3表 債務負担行為であります。小規模事業者経営改善資金貸付利子補給につきまして、平成24年度から平成26年度まで要綱に定める利子補給率等により算出して得られた額を限度として債務負担行為を設定をお願いをしたいものでございます。

予算第4条に記載の第4表 地方債であります。11ページになりますが、市債44億3,060万円の設定をお願いしたいものでございます。なお、地方債の調書につきましては277ページに記載をされておりますので後ほどご覧をいただきたいと思ひます。

それから予算第5条に記載の地方自治法に基づく一時借入金の限度額は35億円と定めさせていただきたいものであります。以上で第11号議案の概要説明を終わります。

議 長 予算全般にわたる質疑を行います。

寺口友彦君　　まず1番目に市長にお伺いしたいのは、井口市政は第1次総合計画、これの着実な実施ということの基本として8年間やられたわけでありますが、今回、最後の予算編成ということですが、この間に市民憲章という理念、理念については井口市政は確かに決めました。

しかしながら自治基本条例という、いわば市にとっては憲法にあたるもの、これを条例を制定しないままに市政を運行してきたわけですが、私は将来ビジョンということを考えれば立憲民主政治といいますか、憲法を基本とした民主政治というものが基本だろうと思っています。この自治基本条例これを策定をしなかった、できなかったことについて今どうお考えなのかということをお伺いをしたい。

それから今年度の資金繰りをみますと、市税が72億円に落ち込んでおりますが、繰入金、これは11億円ほどだと。市債については44億円だと。こうした中でも自主財源比率が若干アップしたというふうに思っておりましたが、貯金を取り崩した部分であったというわけなのです。こういう資金繰りについてどういうご感想をお持ちなのかお伺いをしたい。

それから都市計画税、この率を半減するという時に、その減った分の財源補充をどうするのかといたら、固定資産税には上乘せはしないとおっしゃいました。今回当初予算では7,500万円ほどの都市計画税減でありますけれども、歳出削減で補うという部分でありますけれど、それが着実に実行されたというふうにお考えなのかお伺いをしたい。

昨年から最も大切な災害復旧でありますけれども、災害復旧の予算付けをみていますと、これから大切なものは治山・治水という部分について、非常に大きな部分が出てくると思っています。国や県の直轄部分については予算化もされましたし、入札も終わって雪解けとともに工事が始まる予定でありますけれども、その市が担当しなければならないという部分についての治山や治水についての予算付けであったり、今後の考え方を伺いたいと思います。

もう1点は、3か年の継続費ということで大原運動公園の予算を今回上程されたわけなのですが、予算の提出者として3か年の継続費を盛ったということは、今年の11月に市長選挙があるというわけなのですけれども、この3か年の予算を継続として盛ったということは提出者の責任として、私は更に3か年この予算を着実に実行するという意味で市長はどのように今お考えなのかということをお伺いしたい。

市長　　5点についてであります。まず1点目の自治基本条例、これは私は別に制定する、しないということをおっしゃったことはありますが、一般的に地方自治法それに基づく条例、あるいは一番上位には憲法がありますけれども、そういうことの中で今まで国政も地方自治もやってこられました。ですので、私個人の考え方として、今すぐに自治基本条例ということをお設けなければならないという意識は今までは希薄でありました。ですので、そのことには全く私は触れないでまいりました。

ただ、いろいろの状況等の中で、こういうことが本当に必要だと自分で感じがすれば、それはそれでまた皆さんにお諮りをするということはあるかも知れませんが、今のところ、この自治基本条例という部分について早急に導入をしたいという考え方は持ってありません。

資金繰りについて、資金繰りといわれましても一応一番はやはり災害であります。災害部分について、これは当然高率の補助金があるわけですが、そうはいつでも補助金は起債対応ということになりますから、そういう面でやはり基金からの取り崩しとか、そういうことは基金残高もその部分で減っていきますので、これを除けば大体通常の範囲でやれたと思っております。ですが、やはり災害対応が非常に苦慮したといえますか、そういうことだと思っております。

ただ、前々から申し上げておりますように、この基金もおかげさまで28億まで積み上げた部分、これを十分活用させていただいて、災害対応も何とかできるものだと思っておりますので、そういうトータル的な中での資金繰りについて、そう難儀をしたという気持ちはございません。

ただ、項目ごとに予算の要求というのは非常に多くなっておりますので、それをどう効果的に配置をしていくかということについては、財政課を始めとして相当長期間、それぞれ調整をさせていただいたということであります。

都市計画税は当初一気にゼロにして、その減収部分を固定資産税で広く薄く皆さんにお願いしようという思いでありましたが、これも何度か申し上げておりますように、不均一課税の関係の中での償却資産部分に非常に比重がかかり過ぎるということで、これは断念をさせていただきまして、しからばどうするということであります。これの代わる財源というのは今のところ見当たりません。見当たりませんので、財政の許す範囲の中で一般経費的な経常経費の削減の中で、今年度分は約半分7,000万を捻出させていただいたということであります。時期をみてまた残りのこのままでいいとは思っておりませんので、7,000万円がいつ削減できるか。これはちょっと明言できませんけれども、方向性としては都市計画税そのものは廃止をしていきたいという考え方であります。

災害復旧で大きな山腹崩壊等については国の砂防関係、そして県の治山関係これが主であります。私どものところも今、農林災害については既に23年度で発注した部分が90パーセントを有に超えております。ですので、24年度発注、25年度発注というのはそう多くは残っておりません。しかしながら額の大きいものとか、ほかのいわゆる公共災害との関連の中でその復旧を待たなければできないとか、そういう部分が出てまいりますので、まだ25年度までということではあります。

土木災害につきましても、大きな部分、本当に危険な部分というのはほとんど国・県の関係でありますので、我々は生活の範囲が主であります。これについては順調に24、25で全て終了できるというふうに思っておりますので、今のところこのことが市民生活の中に大きな影響を及ぼしている、なおまだ危険が残るというようなことは24、25を過ぎればある程度は解消されるのだろうというふうに思っております。

継続費で選挙があるがということですが、私は選挙を意識してどうだこうだということではありません。ですので、今私が出馬をするとかしないとか全く今白紙であります。まずをもって24年度予算の成立と、そして5月に開かれます北信越市長会の総会を、これを成功

裏に終了させること、これを今当面の目標にしております。進退についてはその後十分に後援会の関係の皆さん、あるいはそれぞれの方々とご相談させていただいて、決定をさせていただきたいと思っております。

継続費にしたという理由は、例えば私が出馬をしてもしなくても、やはり大原運動公園整備事業、これだけ議論を重ねて、そしていろいろな面でご批判も浴びてまいりました。このことを後のまた政争の具には私はしたくないそういう思いであります。ですので、私が代わっても代わらなくても、このことはこのことである程度決まりをつけて、そして新たなまた市の目標に向けてがんばっていけるという体制を築きたい思いも非常にありました。ですので継続費と。しかも、事業は一体的でありますので単年度ごとの予算措置では非常に無理があるというそのことが一番でありますけれども、そういう思いの中で継続費をお願いさせていただいたということになります。以上であります。

佐藤 剛君 税の収納の件ですけれども、ちょっと考え方ということになりますので大綱質疑の中でお話をさせていただきます。個人市民税の関係です。今年度の課税計画をみますと、20年度のように85パーセントまで多分、個人市民税は回復してきました。だけれどもその頃に比べればまだまだということになりますし、今後ますます少子化、高齢化、そしてまた生産年齢人口の減ということになれば、この一番大事な市民税の部分がちょっと大変な状況になるかなと。その中では私はやはり収納率というのが大事だと思うのです。

そういう中で私がちょっと気がかりなのが、昨日ですか市長の話の中にありました所得税の話なのですけれども、公的年金の400万以下、そしてその他の所得の20万以下の人は今度は申告をしなくてもいいということです。一見それは非常に楽なふうに私は感じるのですけれども、裏を返せば今までこれだけ97パーセント、98パーセントの収納率を保ってきたのは、市民の皆さんが税金を納めなければいけないのだと、申告をしなければいけないというような気持ちでずっといたから、多分97パーセント、98パーセントを保っているとは思うのです。

それがこういう形になると、私はそういう気持ちがだんだん薄れてしまうのではないかという、大変懸念があるのです。それで、今は97パーセントですけれど、そういうふうになると今、国保は収納率が90パーセントぐらいですよ。そうすると非常に、市民税だってそうなりかねない。そうなるのは困るなというふうなことを感じているのですが、その辺、前段階でそこら辺の考え方をちょっと。

市長 公的年金で400万、その他収入で20万というこの部分につきましては、税金を納めなくていいということではないのです。もう年金の中から天引きされてきているわけですから、改めて申告しないでいただいて結構です。ただ、還付があると思われる場合は申告していただくわけですし、国税はこうなりますけれども、市町村県民税、これは国税に準じてでいくわけですから、特別申告をしなくてもそれで済むのかもわかりませんが、納税意識が希薄化するということは私はないと思います。だって税金は引かれてくるのですから。明細をみれば、また今年年金からこの位引かれていると。これは引かれている

というか納めていると、そういう意識がしかも、必ず確定申告をしなければ納税意識が希薄化するということは、普通はあり得ないと思うのです。一般的なサラリーマン、特に市役所の職員なんかは確定申告をしない人がほとんどでありますから、結局天引きされているわけです。それで税金を納めているとそういう認識ですので、このことによって納税意識が希薄化するということは私はないと思いますが、担当の部課長がどう考えていますか。では担当の課長が説明します。所感を述べます。

税務課長 私どもは納税の意欲という面については、議員のおっしゃるとおり意欲は向上していったかなければいけないと基本的に考えております。それから今までの中で、年金の関係で申告がいらぬよというからみにつきまして、ちょっと具体的に説明をさせていただきたいと思います。

まず、今年23年度の確定申告から公的年金が最高額400万円までで、他の所得、要するに収入から経費を引いた所得が20万円以下の方は、確定申告はいりませんという形に変わりました。当然ながら今まで申し上げましたように還付のある方は申告をされて結構なわけです。

ただ、ちょっと勘違いをされると困りますので、この辺だけはご理解願いたいと思いますけれども、当然ながら今までやっております住民税、これは予算書でいえば個人市民税になりますし、市民税・県民税の住民税でございます。こちらについては公的年金以外に収入のある方については申告が必要です。ということで当然ながら申告については今後ともやっていってもらわなければいけない。ただし、市長が申しましたとおり年末調整をされた特別徴収、つまり給与等から会社等をもって差し引かれてもう払われている方で、ほかに収入がない、変わりが無いという方については申告はいりません。それから公的年金400万円以下で、これ以外は収入がありませんという方は当然申告はいりません。

そういうふうな形の中で、もし皆さん方がほかに聞かれた場合には、以上のような形の中で誤解のないように、間違いなく、他の所得のある方については申告をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

佐藤 剛君 ありがとうございます。ですけれども、ただそこら辺は私もわかっているのです。ただ、私が心配なのは、確定申告はいらぬ、だけれども条件によって住民税の申告はいる、それもそうなのでしょう。だけれども今まで97パーセント、98パーセントの個人市民税の収納率を保ってきたのは、例えば納税組合があったり、そして申告時期になれば申告をしましょうと、そういうPRがあって申告をしてそういう中で97パーセントを私は保っていると思うのです。

一番心配なのは実は400万円、20万円ではないのです。昨日8番議員が質問をした、例えば所得税の申告会場が今度は市民会館になるということは、それはそこへ行ける、行けますけれどもそれだけ申告はしづらい。例えば住んでいる人は、ほんのちょっとのそんなのは、私に相談すればこのちょっとぐらいのことは申告なんてしなくていいのだよということでも、市民はこれを持って行って申告しなければという気持ちがあるのです。そういう中で私

は収納率というのは上がってきたと思うのです。

ですので、私が一番言いたいのは、昨日の質問にあったような、そういう機会を、例えば行政の効率化みたいなものだけを考えて、そういうところまで効率化を求めてはならない。特に市税というのはこれから大切ですので、そういうところはやはり配慮しながら市民が申告しやすい、そして納税意識を下げない、そういうような取り組みを今後ともしていかなければならない。

となると、私は昨日の8番議員の話の中ではないですけども、そういう申告会場なんていうのは考えてもらわなければならない。例えば日常的なものはいいですよ。せがれが来たら連れて行ってもらって、日を改めればいいとなるのですけれども、申告時期の1か月、期間がせまっている中で申告しなければなんていうのは、せがれもいない、母ちゃんもいないとなれば私はやはり近くにあった方がいいと思うのです。そういうところをやはり配慮しないと、合併しても、行政効果をねらっても、そこは配慮していただきたいという思いでちょっと話をしてみたのですが、どうでしょうか。

市長 昨日だったですか、山田議員にもお答え申し上げましたが、いわゆるトータルの中で市民の皆さん方の利便性は、要は待ち時間の部分とか駐車場の関係とか、そういうことでは、市民会館を利用させていただくと間違いなく上がります。個々のなそういう事情のある方については、それにはきちんと相談に応じますということを行っていますので。例えば、今まで大和の庁舎だから行けた、今度はこっちだから行けないという方がもしいらっしゃれば、どうぞ大和の庁舎の職員にそれを預けてください。対応しますから。対応します。

皆さんは効率化だけということを行いますけれども、効率化だけという意味ではないのですよ。一般の大半の方はとにかく1時間も2時間も待たなければならないのを何とか解消しろ。それから駐車場がなくて、しかもいつもここはこの時期なのです。本当にぐるぐる、ぐるぐると回って歩いて、やっと見つけて止まって、そういうことを解消するということは、より市民の皆さん方の利便性が増すわけですから。それを全く考えないで、こういう部分的な人がいるがそれがどうだ、こうだという話は、それは個々に対応させていただきますということを昨日申し上げているので、どうぞご心配なさらずに、何でも相談をしていただきたい。大和であれば大和の市民センターにまず話をしてください。ちゃんと対応しますから。

佐藤 剛君 私は部分的な話をしているつもりは全くありません。むしろもっと大きなところの話をしているつもりなのですけれども、ちょっとなかなか話が進みません。これは大綱質疑ですので、一応考え方は終わりましたので、後はまたあったら細かいところで質問したいと思います。終わります。

牧野 晶君 それこそ毎年大体聞いているのですが、市長に聞いてみたいのが、24年度予算をワンフレーズで言うと、どういうふうに思って立てたのかというのをちょっと聞いてみたい。そのワンフレーズを当然市長ばかりが思っているかもしれないわけですよ。部長さん何かちゃんと伝達をして、例えば一般の職員さんにも伝わっているか。それが一丸

となって市長の思っていることをやっていくふうに、体制になっていくというふうな思いがあるのですが、そのところをどういうふうに考えておられるのか。

あと可能であれば、まず市の全体としてのこの予算の取り組みもあれば、あとは部長さん方が一人ひとり、今年は部としてこれを頑張っていこうという一つぐらい目標があると思うのです。そういうのを部長さんに一人ひとり聞いていきたいのですが、多分これは許可が出ないというふうな思いがあるので、まず市長の方で聞いてみたいという思いがあるのですが。

市長 ワンフレーズになるかツーフレーズになるかは別にいたしまして、もう編成前から申し上げておりますように、24年度予算はとにもかくにも災害の復旧・復興であります。これはもう本当にワンフレーズ。その他に付け加えるとしますと、合併後の懸案でありました大型事業への着手、進展こういふことであります。ほかにはそれぞれ細かく挙げればありますけれども、そんなところが24年度予算の私の思いの一番強いところであります。

各部長は先ほど触れましたが、6項目私が提案理由で申し上げました。6項目、子育て支援、高齢福祉の充実、教育・文化・スポーツ環境の充実、省エネ・新エネへの転換、交通体系の整備、観光振興、財政の健全化、これらがほとんどそれぞれの部に分散していったわけではないのですが、関連しますのでこのことが各部長の一番の思いだというふうに私は理解しております。

予算要求をそれぞれの部、課から出していただいた中で、そういう思いも私は若干は感じたところありますので、それぞれの部長に一つずつ、あなたの今年のかける部分はどこにいちばん重点を置いているか何てことは聞いておりませんけれども、おのずと予算要求の中でそういう部分というのはやっぱりある程度出てくるものだと思っておりますので、そういうことで私は理解をして編成をさせていただきました。

牧野 晶君 それこそ災害復旧という点で、私も24年度予算はやはりそれしかないというふうな思いがあるので、それに突っ走って行ってほしいという思いがあります。あとそれと、それこそ各部でいえば子育てと福祉とか一つずつ施策を言っていたわけですがけれども、当然、やり玉にあげて申し訳ないのですけれども、福祉保健部の方で子育てと福祉をやっていくというのは当然なわけですね。その中でもここに特に力を入れていこうぜという点も、大切ではないのかというふうな思いがあるので、そういうものを持っているかどうかを聞いていこうと思ったのですけれども、今後はそういうのも市長の方で把握していくのも一つではないのでしょうか。

予算に表れているというのは表れているかもしれませんが、その中でも目標を部の中で一つ、小さい積み重ねで平均的にやっていくのは、私はすごい基礎があるので大丈夫だと思うのですけれども、その中でも特に力を入れて、例えばやっていくというのはひとつ大切ではないのかという思いがあるので、そういう視点も生かしていただければというふうな思いがあります。

市長 もちろんそういう視点も生かしていくということではありますが、これはや

はり首長の思いを職員がきちんと感じていただいて、その指揮、命令の中できちんと業務をこなしていただくということが本来の筋であります。部長の思いを込めて市政を行うということではありませんので、そういう点はひとつ誤解なきようお願いを申し上げたいと思っております。

各部長、課長、職員も結局首長の思いを予算に出して、それを着実に実行していくという職務でありますから。皆さん方は政策立案はそれはしますけれども、執行者ではありませんので、そういうことを聞かれても、私はこれをやりたくてこの部門をなんてことは答えませんので、それだけは先に言っておきます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、予算全般にわたる質疑を終わります。

議長 歳入に対する説明を求めます。

市民生活部長 それでは予算書の18、19ページからご説明したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。税収の積算にあたりましては前年度の決算見込みを見極めながら、可能な限り積み上げにより積算させていただきました。経済状況は本当に厳しくて先行き不透明なところがありますが、この予算計上の額までは何とか収入していきたいというふうなことで見込んだところでございます。以下、税目別に要点をご説明申し上げます。

1項1目の市民税の個人分でございますが、本年度予算額19億8,227万円ほどであります。前年度比1.8パーセント、3,483万円の増額となっております。

1節の現年課税分でございますが、前年度比2.0パーセント、3,772万円の増額、19億4,527万円を計上いたしました。説明欄でございますが、均等割の調定見込み額、前年度比30万円減の9,180万円となっております。これは納税者数が100人減少しているというふうなことでございます。所得割の調定見込み額につきましては、前年度比3,899万円増の19億335万円を計上いたしました。これは23年度の実績を考慮しまして、通常分については前年度比96.4パーセントと見込み、課税標準額を299億4,120万円として、今年度、年少扶養控除の廃止ということで、課税標準額の増があります。これを18億4,800万円とみまして、前年度比2.3パーセント、7億1,650万円の増額を見込んだところでございます。収納率につきましては前年同率の97.5パーセントとしております。

2節の滞納繰越分でございますが、前年度比288万円減の3,700万円を計上いたしました。繰越額は前年度比1,159万円減の2億1,768万円ほどとなっております。収納率につきましては実績を考慮いたしまして前年より0.4ポイント減の17.0パーセントとしたところでございます。

2目の法人分でございますが、本年度予算額6億179万円ほどであります。前年度比13.2パーセント、7,036万円の増額となっております。1節の現年課税でございますが、前年度比13.5パーセント、7,156万円増の6億円の予算であります。均等割につきましては前年度比1.8パーセント、393万円減の2億1,813万円ほどを計上いたしました。



収納率につきましては前年度と同じく98.0パーセントと見込んでおります。

法人税割では前年度比24.6パーセント、7,549万円増の3億8,186万円ほどを計上いたしました。収納率につきましては前年と同じ98.0パーセントを見込んでおります。法人税割額につきましては各法人の決算を受けて申告納税ということでありまして、なかなかその動向の見極めが難しいというふうな状況でございます。

20、21ページをお願いいたします。2節の滞納繰越分でございますが、繰越額が前年より1,202万円減の1,813万円、収納率を前年度同率で9.9パーセントとし179万円ほど計上いたしました。

2項1目の固定資産税でございますが、本年度予算額39億8,445万円で前年度比較では2.2パーセント、9,109万円の減額予算でございます。

1節現年課税分でございますが、前年度比4.7パーセント、1億8,709万円減の38億184万円ほどの計上でございます。課税標準額が前年度比4.7パーセント、140億3,806万円減の2,852億5,254万円となりましたが、内訳としては土地が13億3,000万円ほどの減、家屋が151億9,000万円ほどの減、焼却資産が24億9,000万円ほどの増というふうになっているところでございます。収納率につきましては前年同率の95.2パーセントと見込んでおります。

2節の滞納繰越分でございますが、前年度比110.8パーセント、9,600万円増の1億8,260万円ほどの計上でございます。繰越額が前年度より3,091万円増加し、12億5,073万円と依然高い額になっているところでございます。収納率につきましては前年度比7.5ポイント増の14.6パーセントと見込んでおります。滞納の収納額が多いのは大口の滞納整理を見込んでいるというふうなことでございます。特に固定資産税は大口の滞納者が相当数ありまして、この額が年々増えていくというふうな状況でございます。所得のあるなしに関わらず、保有資産の価値に対して課税される、応益的な税のために経済情勢が厳しい中にあるのは、滞納となる状況がおおいに現実的になっているというふうなことで、一刻も早い景気の回復を期待しているところでありますが、引き続き滞納額の減額、圧縮について努力をしまいたいというふうに思っているところでございます。

2目の国有資産等所在市町村交付金でございますが、国有資産等所在市町村交付金法に基づいて国県から交付されてくるものでございまして、2,208万円ほどの予算計上でございます。

それから3項1目の軽自動車税でございますが、本年度予算額1億5,039万円ほどの計上であります。前年度比0.9パーセント133万円ほどの増額というふうなことで考えております。1節の現年課税分は前年度比0.7パーセント、102万円増の1億4,772万円の計上でございます。台数、調定見込み額とも微増というふうなことでございまして、収納率につきましては前年同率の97.8パーセントを見込んでおります。

2節の滞納繰越分でございますが、繰越額が前年より54万円減の1,111万円、収納率につきましては前年より3.8ポイント増の24.0パーセントと見込みまして266万円を

計上いたしました。

22、23ページをお願いします。4項1目市たばこ税につきましては本年度予算額4億40万円ほどの計上で、前年度比1.3パーセント、526万円の減額でございます。22年10月に大幅な値上げが行われたわけですが、喫煙人口等は年々減少しているというようなことで減額の計上となっております。

昨年度はこの次の項に特別土地保有税というのが計上されておりましたが、地方税法が改正されて平成15年度以降新たな課税がない税目でございます。現在滞納繰越分が135万円ありますけれども、東京の年金暮らしの夫婦で納税が無理だというふうなことで判断させていただいて、この部分、今年度末で不納欠損とする予定をさせていただいております。項目を削除させていただいておりますのでよろしく願いいたします。

5項1目入湯税でございますが、本年度予算額3,568万円ほどの計上でございます。前年度比7.0パーセント、269万円の減額でございます。特別徴収義務者は前年度から3件減の43件というふうになっております。1節の現年課税分でございますが、前年度比264万円減の3,515万円で計上をいたしました。収納率も前年より3ポイント減の97.0パーセントとしております。人数を1万3,000人と見込んでいるところでございます。

2節の滞納繰越分ですが、繰越額が前年より150万円増の265万円、収納率を前年より30ポイント減の20パーセントと見込んで53万円の計上でございます。利用客の預かり金でございますので、現年度分に加えて納付の特例を行っていきたいということでございますけれども、今まで解消されていないということで一層徴収確保に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

6項1目の都市計画税でございますが、本年度予算額6,459万円でございます。前年度比52.1パーセント、7,025万円減額となっております。

1節の現年課税分は前年度比53.7パーセント、7,043万円減の6,065万円ほどの予算でございます。課税標準額は前年度比7.5パーセント、51億3,178万円減の637億1,804万円を見込んでいるところでございます。内訳としましては土地が14億1,000万円の減、建物が37億1,000万円の減というふうになっております。収納率につきましては前年同率の95.2パーセントと見込んでおります。ここの部分につきましては先ほども話がありました税率を0.2パーセントから0.1パーセントに減じたというふうなことで減額になっているところでございます。

2節の滞納繰越分でございますが、前年度比4.7パーセント17万円増の393万円ほどを計上させていただきました。繰越額が22万円ほど増額しております。収納率につきましては前年比0.3ポイント増の7.4パーセントを見込んでいるところでございます。

市税にかかる説明は以上で終わります。

総務部長　　続きまして24ページ、25ページの2款地方譲与税からご説明を申し上げます。1項1目地方揮発油譲与税では、譲与税法の規定に基づきまして国においての徴収額の42パーセント相当が市町村配分となるものであります。前年度決算見込みから説明欄1

億1,200万円の計上でございます。

2項1目自動車重量譲与税であります。同譲与税法の規定により徴収額の3分の1が道路台帳の延長、及び面積で按分されまして市町村に譲与されるものでございます。昨年度並みの2億4,900万円の計上でございます。

3款利子割交付金、4款1項配当割交付金、次のページの26、27ページ、5款1項株式等譲渡所得割交付金につきましては概要で申し上げましたように前年度並みの決算見込みによる計上でございます。

6款地方消費税交付金であります。消費税の4パーセントに賦課される地方分1パーセント分でありますけれども、都道府県の間で清算を行った額の2分の1を人口及び従業者数等により按分をして交付されるものであります。実績見込みによる計上で1,310万円減の6億1,190万円でございます。

7款自動車取得税交付金は170万円の増で7,220万円、8款1項1目地方特例交付金では、国の制度変更等による地方負担の増や減収が生じた部分を特例的に交付するものであります。減収補てんの関係でございまして、前年度より8,383万円減の2,040万円の計上であります。9款1項1目地方交付税については概要で述べさせていただいたとおりでございます。

次の28、29ページをお願いします。11款分担金及び負担金でございますが、それぞれ所用の分担金、負担金であります。大部分が2項1目民生費負担金の2節児童福祉費負担金であります。保育園入園費、いわゆる保育料が4億5,378万円余りであります。説明欄、その下、滞納繰越分であります。2,703万円ほど、144件ほどの滞納繰越見込額のうち500万円の計上でございます。

12款使用料及び手数料につきましては、それぞれ条例に基づくものでございます。次の30ページ31ページをお願いいたします。3目労働使用料では説明欄、職業訓練共同施設使用料86万円の皆減であります。それから4目商工使用料では2節の観光使用料で直江兼続公伝世館の使用料を半減計上のため150万円の減額であります。観光交流拠点施設道の駅の部分で250万円余りの皆増となっております。

5款土木使用料であります。4節住宅使用料では市営、市有住宅です。市営住宅使用料が337万円余り減の6,853万円ほどの計上でございます。説明欄下の2行、住宅使用料関係の滞納繰越分であります。住宅使用料46件、1,411万円ほどの滞納繰越見込みのうち336万円、住宅駐車場使用料では23件、88万円ほどの滞納繰越見込みのうち30万円ほどの計上でございます。6目教育使用料では前年度に比し238万円ほどの減額になっております。トミオカホワイト美術館が指定管理ということで、その部分が皆減ということでございます。

2項の手数料では、それぞれ特定の方にかかる、提供する、あるいは役務に対して徴収をするものでございますけれども、若干の増減はありますが32、33ページをご覧くださいと思います。全体で昨年度より136万6,000円余り減の3億7,467万円ほどの計

上でございます。主にし尿汲取手数料、不燃ごみ処理手数料の減額によるものでございます。説明欄中ほど、し尿処理手数料の滞納繰越分であります。繰越件数30件のうち61万円ほどの収入を見込んだ計上でございます。

13款国庫支出金でございますが、それぞれ歳出の事業に対応する項目でございますけれども、1項民生費国庫負担金では1節の社会福祉費の説明欄一番下、生活保護費負担金が1,727万円余り減の1億8,430万円ほど、34ページ35ページをお願いいたします。説明欄一つ下の障がい者自立支援給付費で9,503万円ほど増の4億592万円、2節の児童福祉費では大きなものが説明欄の子ども手当の国庫負担金が2億9,060万円減の7億9,000万円でございます。2目教育費国庫負担金は特別支援学校新增築事業負担金7,269万円が皆増になっております。

2項の国庫補助金ですが、ここもそれぞれ歳出の事業の補助金計上であります。1目の民生費の部分で1節社会福祉費の説明欄一番下、市町村認知症施策総合推進事業350万円余りが皆増、中ほど3節住宅費国庫補助金2,600万円ほど増の3,560万円ほどでございます。

5目の教育費国庫補助金では、小学校費の部分で蕪神小学校大規模改造交付金が3,036万円ほど。36、37ページをお願いいたします。特別支援学校の関係では5,911万円余りが皆増であります。

真ん中3項委託金では、総務、民生、土木の事務委託のほか委託金であります。前年度実績の計上でございます。

14款県支出金1項県負担金では説明欄5行目、中ほど障がい者自立支援給付費4,751万円余り増を主因といたしまして、次の38、39ページでございますが、総額で6億2,178万円ほどの計上であります。それぞれ説明欄記載の部分でございます。

2項県補助金でありますけれども、大きなものでは1目総務費県補助金では説明欄一番下、縣市町村合併特別交付金7,210万円の減の1億5,000万円、2目民生費県補助金1節の中では介護基盤緊急整備等特例交付金が3,780万円の皆減、2節児童福祉費では説明欄下から2行目、安心子ども基金事業補助金1億6,028万円ほどの減の137万円余りであります。

40、41ページをお願いいたします。4目労働費ではふるさと雇用再生特別事業などの事業終了によりまして1億172万円ほどの減でございます。5目農林水産業費は前年度に比べ8億2,536万円ほどの増であります。次の42、43ページをお願いいたします。3節農林災害県補助金の部分8億704万円余りの皆増が要因であります。

3項委託金では前年度に比べ増減はありますが、新規は1目の総務費委託金で3節の選挙費で県知事選挙分2,710万円ほどとなっております。

44、45ページをお願いいたします。中ほど4項1目商工費県貸付金は、地方産業育成資金の貸付金の部分であります。

15款1項財産運用収入、1目1節で土地貸付の部分では、職業安定所さんへの用地、そ

れからコバルさんほかで1,641万円ほど、2節で建物の部分、ヤマト運輸さんほかで2,186万円ほど、3節で施設貸付料として光ファイバーの貸付料が1,810万円ほどの計上であります。この目では説明欄2行目、土地貸付料の滞納部分であります。繰越見込7万円 去年は9万円でしたが ほどのうち3万円の計上でございます。

2目利子及び配当金は合併振興基金繰替運用分の利子1,394万円の計上でございます。

46、47ページをお願いいたします。2項財産売却収入では明川団地跡地、それから法定外公共物の売却などにかかる収入の計上が550万円でございます。

17款繰入金につきましては1項に特別会計分を、2項では基金から事業に充当するためのそれぞれ基金の繰入でございます。48、49ページをお願いします。17款は同様でございます。

18款繰越金は概要で述べたとおりでございます。

それから19款諸収入1項延滞金、加算金及び過料では、市税の延滞金等で900万円、3項の貸付金元利収入では、それぞれの資金の元利収入の計上であります。この項でも説明欄下から1行目、滞納繰越分の計上がありますが、1目の高齢者住宅設備資金貸付金では、滞納見込み4件で44万円ほど。50、51をお願いいたします。2段目、人にやさしい住居づくり資金貸付金では1件10万円を計上しております。

4項受託事業収入ではそれぞれ見込みによる計上ではありますが、ここでは3目衛生費受託事業収入として、新市立病院整備事業受託収入として8,000万円を病院事業会計から受け入れます。7目広域行政受託事業収入として、最下段で1億6,082万円ほどの減額計上ではありますが、湯沢町さんの部分の減額が主要因であります。

52、53ページをお願いいたします。5項雑入であります。8ページにわたって記載をされております。1目滞納処分費、2目ナンバーの亡失弁償金、3目は雑入、雑入では総務、民生、衛生、労働、農林水産業、商工、土木、消防、教育と区分をされておりますが、それぞれ見込み額の計上です。

54ページ、55ページをお出しいただきたいと思います。このページの中段少し下、生保63条返還金の滞納繰越であります。窮迫の場合に資力があるにも関わらず保護を受けた時の返還金ではありますが、5件のうち3万6,000円の計上でございます。56、57ページをお願いします。7節土木費下から4行目、地域公共交通調査事業費返還金ではありますが、これは歳出の方の85ページの公共交通確保維持改善調査事業で1,040万円ほどを一旦協議会に支出をさせていただきますが、補助の部分の受け入れということで協議会の方から、この部分が入ってくるというふうにお考えをいただきたいと思います。

58、59ページをお願いいたします。9節教育の雑入の説明欄、上から6行目、給食費実費徴収金滞納繰越30万円ではありますが、滞納繰越見込み額は220万円ほどでございます。雑入では総額で4億6,097万円余りであります。昨年度に比べ1,988万円ほどの減額でございます。

20款市債であります。1目充当率95パーセントのまちづくり建設事業債、合併特例

債では25億5,250万円、2目の総務費として臨時財政対策債が12億3,400万円、3目農林水産事業債が9,300万円及び4目土木債で1,340万円。60、61をお願いいたします。5目災害復旧費として4億520万円が皆増であります。合計44億3,060万円を計上させていただいております。

合併特例債につきましては、発行可能額を270億円といたしますと、24年度末で154億6,438万円ほどになりますので、発行率57.3パーセントくらいということでございます。以上、雑ぱくで恐縮でございますがこれで歳入の説明を終わります。

議長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

議長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は3月14日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでございました。

(午後4時23分)